

平成22年3月第1回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 平成22年3月3日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 桜田 秀雄
3番 林 修三
4番 山口 孝弘
5番 小高 良則
6番 湯浅 祐徳
7番 川上 雄次
8番 中田 眞司
9番 古場 正春
10番 林 政男
11番 横田 義和
12番 鯨井 眞佐子
13番 加藤 弘
14番 古川 宏史
15番 山本 邦男
16番 京増 藤江
17番 右山 正美
18番 小澤 定明
19番 京増 良男
20番 丸山 わき子
21番 新宅 雅子
22番 北村 新司

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副	市長	高橋 一夫
教	育長	川島 澄男
総	務部長	浅羽 芳明
市	民部長	小倉 裕
経	済環境部長	森井 辰夫

建設部長	並木敏
会計管理者	越川みね子
教育委員会教育次長	尾高幸子
農業委員会事務局長	藤崎康雄
監査委員事務局長	江澤弘次
選挙管理委員会事務局長	長谷川淳一
財政課長	加藤多久美
水道課長	醍醐文一
国保年金課長	石毛勝
介護保険課長	醍醐真人
下水道課長	吉田一郎
学校給食センター所長	石井勲
総務課長	長谷川淳一
厚生課長	蔵村隆雄
農政課長	加瀬芳之
道路河川課長	勝股利夫
庶務課長	河野政弘

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	今井誠治
主査	鯨岡修子
主査	小川正一
主査補	吉田美恵子
主任主事	栗原孝治

+

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成22年3月3日（水）午前10時開議

日程第1 議案第2号から議案第28号

質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

○議長（北村新司君）

ただいまの出席議員は21名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額の決定についての報告1件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第2号から議案第28号を一括議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言はすべて簡明にし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いします。

最初に、桜田議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

私は、平成22年度予算、これを中心にいたしまして、何点か質問していきたいと、このように考えております。

質疑に入る前に、二、三ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、ご配慮をお願いしたいと思います。

まず、第1は、昨年度の予算の審議の中で、いわゆる職員の給料の区分について、職員数を明示してもらえないかと、こういうお願いをした経緯がございます。今回の予算書の中に備考欄、説明欄ではございますけれども、具体的な数字が入っております、大変わかりやすくなったかなと、こういう思いで大変感謝をしております。

または、私たち議員のボーナスが昨年、削減されたわけがございますけれども、この削減された金額を具体的な事業に充てるような方向で取り組みの方法はないのかと、こういうことを財政課長にお話をしたことがありますけれども、今回の議案の中で小学校6年生まで医療費を拡大すると、そういう方向に充当すると、そういう具体的なことが入っています。職員や議会の趣旨を市民の皆さんにご理解をいただき、共通認識のもとで市税等の納付等にご協力いただくためにも、ぜひとも予算決定後、広報やちまたがございますけれども、この中で、その旨を掲載していただくとよろしいのではないかと、こういう思いがしますのでよろしく申し上げます。

○議長（北村新司君）

桜田議員に申し上げます。ちょっと一言申し上げます。

質疑とは、提案説明のあった議案について生じた疑問を解消することだけです。質疑者は

個人の意見や要望は述べることができませんので、一応、注意しておきます。

○桜田秀雄君

わかりました。それでは、質疑に入らせてもらいます。

88ページでございますけれども、平成22年度一般会計予算、議会費のうちの18の備品購入費1万7千円についてお尋ねをいたします。

議員控室の周りには、今、歴代議長の写真が37枚ほど貼られておりまして、スペースもあと2枚しか残っておりませんけれども、最後に飾られたのが山本議員だと思うんですが、この最後に飾られた写真の購入日はいつか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議会事務局長（今井誠治君）

お答えします。山本邦男議長の写真につきましては、1万5千円でございます。

○桜田秀雄君

予算、もう執行された日をお尋ねしたんですけれども。すみません。

○議会事務局長（今井誠治君）

大変失礼しました。予算執行しましたのは、平成21年10月30日でございます。

○桜田秀雄君

予算については、地方自治法で毎年、年度開始の20日までに議会に提出すると。その内容は収入、支出予定額のすべてを計上するんだと、こういうふうに記載されておりますけれども、議長、副議長の任期は同じ地方自治法で、第103条におきまして、議員の任期によるとされています。また、同93条では、その任期は4年と定められているわけでございますけれども、過去の判例の中で、これは昭和33年でございますけれども、議長選挙は議長が欠けて初めて生ずるものであって、欠員が生じない以前に行われた議長選挙は違法であると、こういう判例がございます。これと同じように、議長が欠ける前に、そういう肖像画の予算を組むというのは、これは地方自治法の精神にそぐわないのではないかと、こういう思いをいたしますけれども、いかがでしょうか。

○議会事務局長（今井誠治君）

平成22年度、ここに掲げてございます議長用の肖像写真につきましては、現議長のための写真代として計上しておりますので、ご理解願いたいと思います。

○桜田秀雄君

それでは、次の109ページでございますけれども、総務管理費の中の市民参画協働事業費、これは45万5千円ですか。これについてお尋ねをいたします。この予算をちょっと拝見して、大変、僕も残念だと思っているんですけれども、たしか国民保護条例、これが作られたときには、多分290万円ぐらいの予算が使われたと、このように記憶をしております。45万5千円というお金では、1回の講演料、講演料にもう入っておりますけれども、講演料が35万円、そういうことで、各委員に一度か二度、幕の内弁当を出してしまえば、予算がなくなるのではないかと。そんな内容に見てとれます。こういう内容を見ていると、できる条例もおのずから見えてくるのかなと、そんな思いをしているわけでございますけれども、

この事業の細部についてお聞かせを願いたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、予算の内訳についてということでご説明をさせていただきます。

この市民参画協働事業費につきましては、平成22年度、新たに設けたものでございまして、目標としましては、以前からご質問等をいただいております市民参画協働条例、これの制定を目指すということの予算でございます。

内容を申し上げますと、まず、報償ということで、勉強会開催等に係る講師、これは大学の助教授を予定しておりますけれども、この謝礼として36万円、この講習会につきましては、6回ほど予定をしています。それから、この講師の方につきましては、条例検討委員会へのアドバイザー参加、これもしてもらおう予定でございます。この検討会も6回程度予定しておりますので、12回分ということで予算計上をさせていただきます。

それから、条例の検討委員会の委員の報償費、これが9万円ということで、人数的には15人分ということで予算の計上はさせていただきます。

それから、そのほかに消耗品費として5千円ということで、計45万5千円、これを計上しているところでございます。

○桜田秀雄君

先の一般質問の回答の中で、多分、市長の方からだと思うんですけども、市民と行政とのこの問題に対する、まだ認識の差があると、こういうお話がございまして、これから勉強会や、あるいは研究会を重ねながら、この条例の策定に努力をしていくんだと、こういうお話があったかと思えます。

本条例は、本当に何回も言っているようでございますけれども、第1次基本計画の実施計画の中で、17年から着手をして19年には作るんだと、こういう約束を市民の皆さんにお約束をしていたわけでございます。何かそれから丸5年間、いわゆるたなごらしにされてきたと、こういうふうに思うんですけども、これは口では市民との協働をうたいながら、やはり時代の求める施策、これについていけないのではないかと、そういう思いがしているわけですね。残念ながら、これは長谷川市長とも過去何回か、そういう議論をしましたけれども、情報公開の問題でも議論させていただきましたけれども、やはり何かそういう古い政治体質というか、そういう体質の中で、こうした問題が直に入ってきたと、このように私は考えているわけでございまして、ここまで来ましたら、もうじっくりと勉強会を積み重ねて、市民の声をよく聞いて、ただ単に協働といえばボランティアをこき使うんだと、そういう議論がよく出てきますけれども、そういうことではなくて、本当に市民との協働の中で、これから財政が限られてくるわけですから、まちづくりを進めていく。そうした意味で、じっくりと腰をすえていただいてもいいのではないかと、そういう思いがしますので、ぜひ、そういう方向で取り組んでいただきたい。

こういう観点から1点ご質問をするんですけども、この担当課は企画課ですよ。多分、企画課は今3名体制ですか、そのように僕は記憶しているんですけども、この体制と認識

+

では、なかなかやはりすぐれた市民参画協働条例はできないのではないかなど、こんな思いがしています。民間会社でいいますと、企画課というのが、その会社のメインを握る、そういう課であろうと私は思っておりますので、この前も基本計画の中での説明会がありました。その話を聞いていますと、各課から提案されてきたものを企画が取りまとめて製本をする。その程度のことしかやられていないのかなど、そんな思いをしているんですね。例えば第2次計画をきちっと総括していない。そういう面が聞こえてまいりましたので、ぜひとも、10年先、20年先の八街のまちづくりを進める上で、この課題というのは大きな課題でございますので、企画課を情報収集、あるいは調査研究、そして各課間の調整役を果たせるような充実した内容にすべきだと思いますが、その辺いかがお考えでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

基本計画の方のお話も出ましたけれども、企画課については取りまとめを行うと、担当課ということでございますけれども、基本計画につきましてもご承知のとおり市民を巻き込んだ形、あるいは全庁体制での取り組みを行ってきたわけございまして、単に企画課が主導をして一方的にまとめたというものではございません。そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

それと同様に、市民参画協働条例につきましても協働の街づくりという観点からいきますと、行政と市民との密接な連携、これが重要でありますということになります。まして、行政の中でも各課等との連携、これは重要なことになろうかと思えますので、条例検討の段階から職員による研究会、あるいはワーキンググループ、これは基本計画の策定の中でも同様の形をとってきたわけですが、そのような組織を作りまして、課題、対応方法、それから協働のあり方等勉強をしながら条例策定に向けて進んでいきたいと、そのように考えております。

○桜田秀雄君

次に、予算書110ページでございますけれども、防犯対策費のうちの委託料についてお尋ねをいたします。

地域安全パトロール事業ということで、949万7千円が計上されておりますけれども、これは、この前の答弁の中で、ふるさと雇用再生特別基金による事業という説明をされておりました。その内容は1日8時間、年間260日、2班に分けて八街駅南口、北口周辺をパトロールするんだと、こういうことでございますけれども、委託先はどこを予定しているのか。また、事業は2年という話も聞いておりますけれども、事業内容の細部についてお伺いをいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

まず、1点、先ほど2班体制ということでお話がありましたけれども、1班2名体制ということですので、訂正をさせていただきたいと思えます。

それから、委託先ということですが、これは予算計上させていただいて、22年度に入ってからのございますので、現在ここでお答えする段階にはないというふうに考

えております。

それから、内容でございますが、先日の一般質問の中でもお答えをしたように、重複しますが、1班2名体制。それで、公園の巡回、あるいは駅前広場の巡回、それから自転車駐車場の巡回、それから学校等の公共施設を車輛等で巡回する、こういったことを行うということで、議員さんのお話にもありましたように年間260日、1日8時間の範囲で、実際の巡回日をいつにするか、あるいは時間帯をいつにするかというのは、今後の協議といたしますか、委託先との協議の上で決定をするということで考えております。

○桜田秀雄君

先ほども市民との協働のあり方についてお話をさせていただきました。基本的に地域の安全を確保するのは、これは警察の仕事であると、私はこのように認識をしまして、第2に市民の協力であると、私は考えています。安全を危惧される箇所は、八街市内、本当に至るところでございます。地域の安全を確保して安らかな地域を作りたいと、こういう市民の思いがありまして、今、市民の意識も大変高まっているんじゃないかなと、こんなふうに思っているわけでございます。

今の行政に求められるのは、こうした市民ボランティアや、あるいは警察、あるいは消防、そして、それらの関係団体、こういう団体などとネットワークを構築をして、市民の自発的な行動による街づくり、これをやはり進めるのが最大のテーマではないかと、私はこのように認識しているんですが、現に西林地区においては青パトの認可をいただきまして、古紙回収の資金を燃料代にしながら、榎戸駅、あるいは西林地区を中心に防犯パトロールしているグループがございまして、こうしたボランティア活動の高揚している中、例えば雇用を目的とした事業としても、一部のこういう人たちに日当を払って事業を展開するということは、こうした地域で努力されている皆さん方の頭の中を逆なでするような気がするんですね。意識を失わせてしまう、そういうおそれがあるんじゃないかと、そういう意味で大分危惧をしているわけでございますけれども、本市では高橋副市長もおられますけれども、また、総務課にも警備に強い方がおられると思うんですけれども、ぜひ、こうした事業をすべて丸投げをするのではなくて、高橋副市長を含めて陣頭指揮をとっていただいて、できれば生活保護で困っている人、この中で働く意欲のある人、こういう人を雇う中で市民が自ら街づくりに参加をするんだと、そういう方式というのはとれないものでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

議員がご指摘のとおり、その地域におきましては市民ボランティア団体による巡回パトロール等が実施をされておまして、非常に私どもとしてもありがたいというふうに感じているところでございます。このボランティア団体につきましては、特に今回の委託の中心になっております、例えば駅周辺の巡回パトロール、これにもご協力をいただいているというような状況があります。しかしながら、一方では特に夜間、市民ボランティアの団体の及ばないような夜間の時間帯の監視、これらにつきましては、警察あるいは専門的な警備会社によることが、より安全であるということもございまして、そこで、このような事業を活用して、

民間のボランティア団体と警察あるいはこの事業を活用して相互で連携をして、役割を補完しながら地域の治安維持に取り組んでいきたいということで、この事業を活用するという事になったわけでございます。

それから、先ほどからお話が出ておりますように、この事業、ふるさと雇用再生特別基金事業で行うということで、委託を請け負う業者につきましては、警備員を新規に雇用するという事で、雇用が促進をされて地域の活性化にもつながるということでございますので、そういった意味も含めて、この事業を現行の民間のボランティア団体、警察等と連携をしながら、この事業を活用していくというふうに考えております。

○桜田秀雄君

私たち議員も議員本来の仕事はあるわけでございますけれども、議員になったからには、まず市民の皆さんに奉仕をすると、これが第一な仕事であろうと思っておりますけれども、ある団体が議員のお宅に、気付いた要望についてお願いに行ったら、この農作業で忙しいときに何だと、こういうお話を伺うこともございますけれども、私たちが議会として、ぜひ、できれば青パト1台お借りして、議会内部でローテーションを組んで安全パトロールに参加するのも、これは市民に対する大きなインパクトになると思いますので、議会に提案をしていきたいなど、こんなふうに思っています。

次に、140ページ、社会福祉費、委託料についてお尋ねいたします。

緊急通報設置システムですが、1千644万1千円が計上されています。事業の委託先は現在どこなのか。あるいは、対象件数など事業内容の概略について、まずお尋ねをしていきたいと思っております。

○市民部長（小倉 裕君）

お答えします。委託先につきましては、東京にございます株式会社安全センターに委託しております。現在、設置ですけれども、今年の1月末現在で409世帯に設置してございます。

また、事業の概要なんですけれども、対象者につきましては、65歳以上の方のみの世帯と1・2級の身体障がい者のみの世帯、こういう世帯に設置してございます。

○桜田秀雄君

この緊急通報システム、これは私は阪神大震災で神戸元気村が初めて導入をした事案でございます。これが今全国に広がっているわけでございますけれども、八街市のこのシステムは事務所が東京ということでございますけれども、この事業は、ただ単に緊急事態が生じたときにボタンを押せば事務所に連絡が行って、必要によっては救急車の手配をするとか、あるいは医者の手配をするとか、そういうものにとどまらず、これから高齢化社会を迎えてまいりますので、そういう意味ではお年寄り、今、65歳以上と申されました。こうした皆さんの心のよりどころというのか、そういう方向にやはり持っていけるのが、これからの大きな課題ではないかと思っております。そうした意味で、それに対応するためには、やはり事務所が東京にあったというのは、なかなか対応が難しいのではないかと、そんなふうに思う

んですね。

例えば、私たちは神戸で500軒を対象にしてやりました。24時間体制、いわゆる僕らの場合はベルボックスケアセンターということでやったんですけれども、ボランティアの皆さんが24時間体制で詰めて、それでお年寄りの皆さんには病気以外でも、例えば1週間も隣の人と外部の人とお話をしたことがないと、こういう人もよくいらっしゃいます。そういう人たちに定期的に電話を差し上げて、世間話をするのも、これからのこの事業の大きな役割を担ってくるのではないかなと、そんな意味があるんですけれども、どうでしょう、八街市内にこれを受けることのできるような事業所、例えば病院とか、あるいは福祉施設とか、そういうものはないんでしょうか。

○市民部長（小倉 裕君）

この緊急通報システムなんですけれども、これにつきましては、やはり今委託しております委託先なんですけれども、やはり看護師と相談員の方が24時間体制で受信センターに常駐しております、急病などの緊急時に対応としまして健康とか、医療の相談、また必要な場合は確かに救急車の出動依頼、そういうものを委託してございますけれども、今、桜田議員さんがおっしゃったように、いろんな心の相談とか、支え、そういうような方のことをボランティアでということでお話がありましたけれども、この受信センターにおきましても月に1回以上、この設置世帯の方に電話連絡、通常伺い電話と言うんですけれども、そういうものを月1回以上、この受信センターで各世帯に連絡をしております、そういういろんな一般の相談、そういうものも一応業務の中でやっていただいておりますので。

それと、あと市内に医療機関とか、そういう福祉施設で委託できないかというお話なんですけれども、今までのこの内容からしますと非常に看護師、そういう専門職も必要ですし、市内にはちょっと今これを委託できる場所、あるいはボランティアにはちょっと向かないのではないかと、そういうふうに考えております。

○桜田秀雄君

やり方によっては、幾らでも私はできると思うんですね。僕らが神戸でやったあれは、石井さんがまとめた本がございましてけれども、ぜひ、市民ボランティアも参加できるような方向で、また専門のそういうスタッフとも協力しながらできるような方向、こういうのをぜひともこれから未来のために検討していただきたいと、これをお願いして終わります。

○議長（北村新司君）

以上で、桜田秀雄議員の質疑を終了します。

次に、林修三議員の質疑を許します。

○林 修三君

それでは、私の方から議案第6号、第7号、この2つについて幾つかお尋ねさせていただきますので、よろしくお願ひします。

初めに、議案第6号、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての中の（1）抜き取り状況についてなんですが、抜き取りの現状ですよ。実

は、私も毎朝、我が家でごみを出す係になっておりまして、昨日の朝7時頃、昨日はちょうど缶とそれから古紙、新聞紙等の捨てる日でしたので、それを捨てに行ったわけですが、7時頃行ってちょっと追加で少しあったものですから、8時半頃、もう一度、再度そのごみ収集所に持っていったら、やけに缶を捨てているごみ袋が散乱しておりまして、何だこれかと思って、その缶のごみを整理していたら、中の新聞紙が7時過ぎに行ったときにはいっぱいあったものが、全くななくなっていることに気がついたんですね。あれ、これがあれなのかなと思ったんですけども、そういう状況が現実には昨日ありました。何か聞くところによると、隣の富里市でも、かなり最近頻繁にそういうのが起こっているという声も聞きます。

そこで、八街市では実際にそういう現状はどうなっているのか、ちょっと教えてください。

○経済環境部長（森井辰夫君）

抜き取りの状況でございますけれども、今の議員がおっしゃいました、昨日の状況につきまして、確かに環境課の方にも、その一報が入っております。現在までの古紙の抜き取りに関する通報状況でございますけれども、明確にすべて把握はできてございませんけれども、十数件ございました。特定地域ではなく、主に住宅街でのごみ置き場での管理のしっかりされているところからの通報からが多く、主に市の北部方面に集中しておるといような状況でございます。

また、今、議員がおっしゃいましたように、特に有価物となる資源物は市の歳入ともなることから、各市においてやはり問題となっておりますという状況でございます。

それで、現在までいろんな通報があったわけでございますけれども、その中で3台の車輛を把握してございます。そのうち1台に対しまして、環境課職員が直接口頭で抜き取りを行わないよう指導しております。そのほかの2台につきましては、残念ながら所有者の把握はできても、その後の把握はできないという状況でした。この2台につきましては、レンタカーという状況ございました。

それから、ごみの数量の状況でございますけれども、平成21年4月から22年1月までの収集量を前年度同期と比較いたしますと、ごみ収集量場所分、いわゆる通常置かれている場所からの収集分、これが322トン。比較いたしますと、22.7パーセントの減、クリーンセンターに直接搬入分につきましては、12トン、6.7パーセントの減。資源回収分は46トン、6.8パーセントの減となっております。この主な理由はちょっとはつきりいたしませんけれども、最近ですと新聞販売店の自主回収が進んでおるといことも1つの大きな要因ではなかろうかと思えます。

そのほか、資源回収団体もございますので、そちらの方に流れている量も多いのかなといふことも考えております。

また、もちろん抜き取り行為に起因する量も、これに含まれておるんじゃないかといような状況でございます。

○林 修三君

ありがとうございます。

次に、(2)の監視体制についてなんですけれども、ご存じのようにごみ収集所は大通りから細い道、それから奥に入ったところとか、市内に相当数の箇所があろうかと思うんですけれども、こういうようなところのたくさんあるごみ収集所に対する監視体制はどのように行おうとしているのか、教えてください。

○経済環境部長（森井辰夫君）

監視体制でございますけれども、ごみ収集委託業者、それから環境課、クリーンセンター職員等におきましては、市内走行時に監視を兼ねておりますけれども、十分とは言えないというような状況でございます。

本条例制定後につきましては、すべてのごみ収集場所に抜き取り条例制定の説明看板を設置いたしまして、周知を図ってまいりたいというように考えております。もちろん、そのほかに広報等でもお知らせをいたします。

また、そのほかに、これは予算措置も伴うことでございますけれども、廃棄物減量等推進員制度、これらを検討してまいりたいと考えております。この推進員につきましては、ごみの減量化並びに正しくごみを出してもらうための指導をしていただくと。同時にやはり監視もしてもらうというようなところの制度を今後検討してみたいと考えております。

○林 修三君

あともう一つ、命令に違反した者等については、20万円以下の罰金に処するという今度の条例の中にあるんですけれども、実際にそれをどんな形で、それを行おうとしているのか教えてください。

○経済環境部長（森井辰夫君）

これにつきましては、まず、当該行為を発見した場合には、まず行わないような警告を行います。その後に同じような行為が繰り返された場合には、措置命令を行いまして、その後告発というようなことになろうかと思えます。

○林 修三君

先ほど申し上げましたように、ごみの収集所がたくさんにわたる、何カ所か、相当あるわけですね。そうなってくると監視体制、あるいはその処罰等についても、やはり区や町内会等、市民挙げての協力体制が必要になってこようかと思うんですね。ですから、せっかくの条例制定でございますから、ぜひ、そういうこの趣旨をそれぞれの市民に十分啓発していただいて、お互いにそれをなくしていこうというような運動になっていけばいいのかなと思いますので、せっかくの条例が生きていくようお願いしたいというように思います。

次に、議案第7号、八街市交通安全条例の制定についての中で、(1)で、今般、条例制定をしようとする、このことの原因ですが、議案説明書の中、資料の中では平成13年の千葉県交通安全条例に基づきとあるんですね。ところが、実際にはそれから時間的な経過が8年ほどたっているということになりますので、そういう時間を経過しながらも、今回こういう条例を制定しようということについての大きな理由についてお伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

時間がたっているというようなことのご指摘もあろうかと思いますが、まず交通安全対策の実施、これにつきましては、現状においても警察等の関係行政機関、あるいは交通安全を推進する団体、これらと緊密な連携のもとで推進をしているというところがございます。時間は遅くなってしまいましたけれども、昨今、佐倉警察署管内でも交通事故が多発しているというようなこともありまして、ここで策定をしようというものでございまして、条例制定の目的ということになりますけれども、ここでは、条例の条文にも書いてありますように、本市の道路交通の安全を確保するというので、基本理念、あるいは連携といった意味での市、あるいは市民の責務、これを定めるということと、もう一つ大きな目的といたしましては、交通安全対策基本法の中で市町村は市町村交通安全計画を作成し、その実施を推進させるために条例で定めるところによって、市町村、交通安全対策会議、これを置くことができるというふうにされております。この法令に基づきまして、八街市交通安全対策会議、これを設置する根拠としても、この条例を制定して、交通安全対策、施策を推進していこうということで、時間はたってしまいましたけれども、昨今のそういった交通事故の状況等を踏まえて、新たに意を決してといいますか、意識を高めていこうということで、制定をするということでございます。

○林 修三君

確かに時間的には、少しかかったかなと思いますが、でも、ここへ来てこの八街の状況を考えたときに、そういう交通安全に関わる条例を制定するというのは大変ありがたいことで、ぜひ、中身と実際が一致するような形のものにしていただければという願いを持つわけですが、その中の（２）ですが、第6条、特別委員の選定方法と人数についてということについてなんですが、この特別委員の選考方法というか、それとか人数とか、その辺のところをちょっと教えていただきたいなど。

○総務部長（浅羽芳明君）

6条で定めております特別委員の考え方でございますけれども、これにつきましては、規則の方で定めていこうかというふうにご考えておるところでございます。現在、考えているところでは、まずは交通安全運動を推進する団体、これは安全協会等ということでございます。その団体の代表者の方、あるいは民間団体。民間団体といいますと例えば自治組織、現行八街市で申し上げますと区の代表の方。それから、交通に関する事業を営む方、それから市の住民の代表の方、例えば老人クラブの方であるとか、PTAの方であるとかということでございまして、人数的には10名以内程度を考慮しておるところでございます。

○林 修三君

市民、あるいは各区、関係団体ということも、今説明の中にありましたが、特に子どもの命を、子どもであろうと大人であろうと同じでありますけれども、特に子どもの命を守ることから考えたときに、PTAは入っていますが、学校関係者もその中に入っていた方がいいように思うんですが、その辺についてはいかがお考えですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

また、規則の中では、そのほか、今申し上げた以外にも、必要と認める方を委員とすることができるといふふうに規定するつもりでありますので、その中でこういった方が適当であるかということは、今後の検討課題、今申されたようなことも含めて課題として捉えておきたいというふうに考えます。

○林 修三君

ぜひ、そのような形で子どもの命を守るということを一番として、二番、三番は高齢者とかいろいろ出てきますが、一番として、それを含んで、この交通安全の条例が内容的にいいものになっていくようお願いしたいなと思います。

そこで、先ほど市町村は交通安全計画を作成するんだというようなことがあるということの中で、こういう動きが出てきたということですが、ぜひお願いしたいのは、交通安全計画、立派なものができると思いますけれども、実際は現地調査をしたりとか、危ない場所はどこなんだとか、そして早期に手を入れなきゃいけないのはどこなんだという、今の八街の道路状況を考えたときに、いっぱいあるわけですが、まず、どこから手がけていくかとか、そういったことが、その特別委員を含めた、そういう対策会議の中で話し合われ、そしてそれが実際に活きた形でできるように。計画はいいんですけども、計画を実践していけるような形のものになっていくように、これは要望としてお願いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（北村新司君）

以上で、林修三議員の質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時41分）

（再開 午前10時52分）

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、景気悪化が一層進む中で、市民の暮らし、営業を守る、そういった新年度予算編成が本当に今求められていると、これは先の代表質問でも申し上げたところなんですが、その立場から、私はこの議案質疑をいたします。

まず、議案第13号の一般会計補正予算の方でございますが、国庫支出金についてお伺いいたします。

19ページなんですけれども、教育費国庫補助金、これは安全安心な学校づくり交付金1億1千573万3千円とあるわけですが、この間の説明で実住小学校の屋内運動場の耐震補強工事の補助であるということがわかったわけですが、1点お伺いしたいのは、今後補強工

事が必要な校舎、屋内運動場はあるのか。また、どこなのかお伺いしたいというふうに思います。

○教育次長（尾高幸子君）

耐震補強といたしまして、0.6未満ということの中で行っていかなければいけないというようなことは、これからやっていかなきゃいけないと思います。その中で、交進小の校舎並びに川上小校舎、東小校舎と朝陽小の校舎等がありますが、朝陽小については、今後大規模改修等を含めて行くというような状況でございます。

○丸山わき子君

政府の方では、2010年に約5千棟の耐震化の実施ということで、その予算が見込まれていたわけですが、その半分の2千200棟分の予算しか確保していないということがわかってきたわけなんですね。こういった予算縮減で、施設整備の遅れを来すということは明らかであります。八街でも、この3校の校舎の耐震強化ということが、今後求められていくわけなんです。これは耐震予算の拡充を国にきちんと求めていくべきだというふうに思います。その辺についてはどんなふうにお考えでしょうか、担当課の方。

○財政課長（加藤多久美君）

学校の耐震化については、この22年度の国の予算で1千億円ぐらい切られてしまったという情報は、私は持っているんですが、その1千億円については、鳩山総理の特別枠の中から支出するというような報道もされておりますので、その辺は22年度については、十分担保できるのではないかと考えておりますけれども、やはり事業仕分けでも義務教育の負担関係については、今後、耐震化に当面は特化しなければいけないような事業方針もされておりますので、その事業の事業費の確保については、当然、私どもも全国6団体を通じて主張していかなければ、要望していかない事項の1つだとは考えているところでございます。

○丸山わき子君

ぜひ、これは子どもたちの安全性を求めていくという点では、国も地方自治体も積極的な対応をとっていかなければならない、最優先でとっていかなければならないというふうに思いますので、今後とも予算要求をしていただきたいというふうに思います。

それから、2つ目には総務費の国庫補助金の方なんです。これは地域活性化・きめ細かな臨時交付金なんですけれども、この詳細な取り組みをお伺いしたいんですが、どのような取り組みがされるんでしょうか。

○財政課長（加藤多久美君）

今回、地域活性化・きめ細かな臨時交付金として1億3千322万7千円が、一応、交付限度額として内閣府の方から私どもの方に提示された金額でございます。この事業の充当につきましては、皆様にお配りしてございます議案の審議資料の中に詳細に記載しております。その49ページから55ページまで、計16事業として充当先を記載してございます。今回のこのきめ細かな臨時交付金については、現在、地方が大変疲弊しているということで、細

かな地方のインフラ整備に充当していただきたいというような国の趣旨でございますので、その趣旨にのっとりまして、私どもとしても細かな事業、例えば今まで十分にできなかった公共施設関係の修繕関係を中心にして計上させていただいたところでございます。

○丸山わき子君

地域の疲弊対策だということなんですけれども、これは地元業者の皆さんが、どれだけこういったところで対応してもらえるのかどうか。地域活性化につながる工夫がどのようにされようとしているのか、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○財政課長（加藤多久美君）

もちろん地元の中小企業、零細企業の方の受注機会の確保ということで、従前、経済危機の対策の臨時交付金のときも申し上げたとおりでございますが、今回、かなり事業費が小さい規模を結構計上してございますので、事業主的に見れば随意契約もできる事業もございす。そのほか、入札に当たっても地元企業を中心にして指名という感じになろうかと考えているところでございます。

○丸山わき子君

より多くの地元業者の皆さんに仕事を確保していくということで、全力で取り組んでいただきたい、このように申し上げたいと思います。

次に、議案第21号の一般会計予算の歳入歳出全款につきまして、お伺いいたします。

まず、市税についてなんですけれども、収納率なんですけど、これはこの間、三位一体改革によって税源移譲、あるいは定率減税の廃止などで税収が伸びていたわけなんですけど、この景気悪化のもとで、21年度では二度の減額補正で、約9千万円の減となっているわけですが、新年度では、収納率はどの程度になっていくのか。どんなふうにするのか、その辺お考えでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

22年度の当初予算における市税の収納率ということでございますけれども、今ご質問にもありましたように、まだいまだ景気回復の兆しが見えないということでございまして、収納率の回復、これも見込めない状況にあるというふうにご考えておりますけれども、全体といたしましては、今後の徴収努力などを加味した形での収納率ということにいたしました。

個人市民税の例えば現年分で申し上げますと、21年度の決算見込みが93.4パーセントとなっておりますが、平成22年当初予算では、収納率の見込みを94パーセントということで、ただいま申し上げましたように、今後の徴収努力等を加味して、昨年度と同じ94.0パーセントというふうにしてございます。

それから、滞納繰越分につきましては、21年度、本年度の決算見込みでは13.2パーセントということで見込んでおりますけれども、過去5年間の実績を見ますと、12パーセント前後、これを推移しておりますので、滞納繰越分につきましては、22年度当初予算として13.0パーセントを見込んでございます。

それから、法人の市民税の方をもう一つ申し上げますと、法人市民税の現年分につきまし

では、決算見込みでは98.5パーセントでございます。過去4年間の実績では98パーセント台を維持してきておりますけれども、景気の低迷から脱し切れない状況等を含めまして22年度につきましては、98.0パーセントということで見込んでございます。

それから、滞繰分につきましては、12月末時点での決算見込み、12.4パーセントということになっておりますが、その後、若干好転したということもございますので、昨年度、21年度とほぼ同じということで、15.5パーセントというふうに見込んでおります。

以下、固定資産、軽自動車税ありますけれども、市民税についてのみの説明とさせていただきます。

○丸山わき子君

この新年度予算の当初予算の市税の収納に関しまして、前年度と比較いたしますと、約5千万円近くの減額で予算計上がされております。やはり市民の生活実態が大変厳しくなってきたいて、その収納状況も大変難しくなってきたのではないかというふうを感じるわけですけれども、この間の市の方向としては、集中改革プラン等では収納率95パーセントを目指すということで、搜索、差し押さえなどを強化してきたところだと思います。

16年度以降、差し押さえできた20年度まで、その差し押さえ金額は6.5倍の5億1千100万円というような状況なんですけど、本当にこの景気悪化のもとで、こういった徴収強化の効果はあるのかどうか。その辺については、どんなふうにお考えでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

徴収強化の効果といいますか、実態として担当課の方では納税相談等をしながら、できるだけといいますか、払えるものについては払っていただくということで努力をしておりますので、実際の効果を測定する、算定するというのは非常に難しいことだと思いますけれども、当然の効果としてあろうかというふうには感じているところでございます。

○丸山わき子君

実際に差し押さえしても、じゃあそこで収納率が上がってきたのかというと、決してそうではないというふうに思うわけですね。徴収強化、差し押さえすることによって収納率が上がったかといったら、そうではないと。

やはり納税できなくて不安な生活を送っている市民の皆さんには、やはり懇切丁寧な相談、これがやはり求められるのではないかというふうに思います。ぜひ、そういう点での対応を進めていただきたいというふうに思うわけです。

それから、2点目に収納対策、これは副市長にお伺いしたいんですけども、先だつての一般質問の答弁の中で、滞納者について5つの分野に分けられると。支払い能力のある人、それから支払い能力がないから支払わない人、連絡がない、ナシのつぶての人、新たな滞納者、また支払いできない人への対応と、こんなふう滞納者に関しては分けられるんだという説明がございましたが、それぞれこの5つに分けた分野で、大体どの程度比率があるのか。例えば支払い能力がある人が払っていない、この方々は大体滞納者の中で何パーセントぐらいを占めているのか。そういう分析はされているのでしょうか。

○副市長（高橋一夫君）

その分析でございますけれども、対策につきましては、先日、古川議員の答弁で申し上げた5つの柱について課題を申し上げたところでございますけれども、その辺の見きわめにつきまして、次回の対策本部会議において検証して、この残された出納閉鎖期間を乗り切っていきたいというふうに考えております。現在のところ、私の手元には、その比率的なことについては、まだ上がってきておりません。

○丸山わき子君

当然、税金ですから払わなければならないと。しかし、払いたくても払えない市民、この市民の対応を、この辺についてはどんなふうに副市長はお考えでしょうか。

○副市長（高橋一夫君）

まず、大事なことは、新たな滞納者を出さないということが一番大きなことだと思います。それから、やはり先ほど丸山議員申し上げましたけれども、話を聞く、払えないからということで話を聞く耳は職員みんな持っておりますから、どうしても払えないということであれば、ナシのつぶてではなくて、どんどん相談に来てほしいというふうに思います。その中で解決策が見出していけるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

それから、大事なことはやはり支払い能力があつて払えない人、支払わない人、こういう人に対しては、やはり先ほど来、出ておりますけれども、強制力を持って執行していくということが大事なことではないかなというふうに考えておりますけれども。

+

○丸山わき子君

今、答弁の中で新たな滞納者を出さないというようなことを言われたんですけれども、今どんどんと失業者も増えておりまして、特に世帯主の失業、こういった傾向が強くなってきているわけで、本当に生活していくのにも困難な状況がどんどんと生まれているわけですね。だから、先ほど言ったように払いたくても払えない、そういう世帯に対しては一体どうするのかということなんですね。

今、八街市の課税対象者は約3万1千人いるわけなんですけれども、この約7割は200万円以下の世帯なんですね。それと、昨年10月に厚生労働省が貧困率について発表しているわけなんです。日本の貧困率は15.7パーセントだということを言っているわけなんですけれども、これは単身者でいえば、その貧困線というのは年間127万円、この収入がある方は、もう貧困層だということなんですね。2人世帯では180万円、3人世帯では224万円、4人世帯では254万円。国民7人に1人は貧困だという、そういう統計が出ておりまして、これを八街市に当てはめると、約1万1千人は貧困層の線内に入ってしまうという状況なんですね。多くの市民の皆さんが貧困に陥っている。こういう実態の中で、この納税対策はどうするのか。その辺も大いに論議していく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですね。

先だって、私、代表質問の中で取り上げましたけれども、減免制度の活用、あるいは延滞金の免除制度、これは早急に対応していかなければならないんじゃないかなというふうに

思います。ぜひ、そういう点では積極的な対応をいただきたい。市民の暮らしを守る立場からの納税対策を検討いただきたいというふうに思います。

次に、時間がございませんので、地方交付税につきましてお伺いいたします。

22年度は、地方交付税31億円と。それから、臨時財政対策債12億5千万円ということで、合わせれば平成13年度の過去最高額の43億円と同額になるわけなんですけど、これは八街市の今後にもらんで、本当に財源確保につながっているのかどうか。その辺についての判断はどんなふうにお考えなのでしょうか。

○財政課長（加藤多久美君）

今回の22年度の地方財政対策で、交付税の方が1兆733億円、そのほか財源不足についての臨時財政対策債の大幅な増ということで、地方の財源不足を埋めていただいたということでございますが、基本的には、今、国税がかなり落ちているということで、国自体がかなり厳しい状況でございます。地方も当然同じような事態でございますので、22年度の単年度、交付税が増えた、臨財債が増えたというだけで、今後、数年同じような状態が続くとは考えにくい状況だとは、財政課自身は思っておりますけれども、政権が変わりまして、いろいろと財源を生み出してくれるということを言っておりますので、それを期待するしかないということでございます。

○丸山わき子君

臨時財政対策債というのは借金ですから、今後、八街市が地方交付税で措置されるとしても、返していかなければならないという借金であります。22年度末の市債が205億円と。このうち50.6パーセント、104億1千800万円が臨時財政対策債をはじめとする政府絡みの借金だということなわけですね。22年度の八街市の公債費は25億円なんですけれども、このうち4分の1の7億8千万円が政府関連の借金返済となっていくと。今も言いましたけれども、地方交付税で政府の借金は措置されるとしているわけなんですけれども、地方交付税がこういう借金返済の方にどんどん使われてしまって、地方自治体が自由に使える、そういった財源確保につながっていかないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○加藤財政課長

交付税措置のある起債ということで、臨時財政対策債の場合は100パーセント元利償還が後年度算入されるということで、そのほか、50パーセントとか、75パーセントとか、いろいろと算入率があるわけでございますが、それにのっかって、今後その公債費とか、事業費補正の公債費もあるわけなんですけれども、その公債費レベルがどんどん基準財政需要額が伸びると、そのほかの一般的な費目、消防費だとか、小学校費だとか、中学校費、そういう費目がどんどん相対的に減ってしまうんじゃないかという心配は、財政課としては持っております。その関係上、私どもが自由に使える、本当に自由に使える一般財源の総額が本当に確保できるかどうかというのは、今後の制度設計、このまま交付税措置のある起債をどんどん認めていって、本当にいいのかということだと、私は思っております。要するに

国債を発行して、地方財源の総額を増やしていくというようなことだと思いますので、今後とも私ども、本当に自由に使える、例えば扶助費に使えるとか、物件費に使える、補助費等に使える、その一般財源を本当に確保できるかというのは、今後の推移を見ないと、私ども今、財調も少なくなっておりますので、かなり厳しい状態はここ数年続いてしまうんじゃないかと、そのように考えているところでございます。

○丸山わき子君

地方の財源確保こそ、地方自治を発展させる土台であるというふうに思うわけなんですけど、やはり地方交付税の復元、増額で本来の財源保障、調整機能を回復強化して、市民の暮らしを守る、こういうことが本当に求められていると思います。そういう意味で、必要な財源の確保を図ることを、これは国に求めていると思います。

これは、市長にお伺いしたいんですが、その辺についての市長の見解、お伺いします。

○議長（北村新司君）

丸山議員に申し上げます。2回を超えています。

○丸山わき子君

これは、住民の大切なことですから。それから、市長が答弁したいという顔をしています。

○議長（北村新司君）

丸山議員、2回を超えていますので、ご理解ください。

○市長（長谷川健一君）

後で答弁します。

○丸山わき子君

いや、時間が。ぜひ、これは市長会等でも声をきちんと上げていただいて、財源確保への取り組み、積極的にやっていただきたい。このことを市長にお願いしたい、このように思います。

何といっても時間がございませんので、大変残念でありますけど、1点、財源確保のところ、既存制度の施策の見直しということで、新年度予算編成の中では、この方針を出しているわけなんですけれども、具体的にどのような見直しがされたのか。そして、どの程度の予算が見直しされたのか、この既存制度の見直しによってね。その辺を1点お伺いしたいと思います。

○財政課長（加藤多久美君）

予算編成の方針の中で、ゼロベースで各施策を見直していくということでございます。具体的に21年度と22年度に具体的に住民サービスを減らした、削減したというのは、大きい項目はございません。1点だけ小さい項目はあるんですけども、その予算規模自体も何万円という規模でございますので、基本的には21年度同様の住民サービスを予算上も計上したということでございますが、結局ゼロベースで、私ども財政課の方が担当をやりましたので、いわゆる要求レベルと査定レベルでは、約3億円ぐらいは、一応、事務事業の見直し等々で行ったということでございます。

○丸山わき子君

これは、具体的には高齢者の火災報知機設置事業だということをお伺いしているわけなんですけれども、今、数万円だということだったわけなんですけれども、先だっても一般質問の中で、この火災報知機の設置状況、大変悪いと、決してよくないということを言われているわけですね。八街市が、この高齢者に対して、こういった制度を設け、積極的に取り組んできたのかなと思っていたんですが、これは対象世帯を残したままサービスを打ち切ってしまうのかなというふうに思うわけなんです、この対象世帯、一体どのくらいあって、それからどのくらいの設置をしたのか。その辺についてはどうなんですか。

○市民部長（小倉 裕君）

この火災報知機につきましては、平成20年度から既存住宅に設置が義務付けられましたけれども、八街市はこれに先駆けまして、平成18年4月より給付事業を開始いたしました。

また、対象世帯でございますけれども、民生委員の方々の協力によりまして作成されております福祉表、それを10月現在で寝たきり高齢者世帯が142世帯、ひとり暮らしの高齢者が569世帯となっております。あと、設置台数なんですけれども、平成18年度に1台、19年度に18台、20年度で58台、それと平成21年度現在で4台、合計81台設置しました。これにつきましては、平成20年6月に義務化が開始され、今年で約2年がたちまして、相談や申請件数が減少している現状と当初の事業目的を照らし、施策の見直しを行いました結果、事業の廃止という結論になりました。

○丸山わき子君

今、対象世帯が約700世帯、実際に八街市が設置したのが81台だと。よくつかめていないのは、寝たきりの世帯でも家族の方が設置した。あるいは、ひとり暮らしの方でも家族の方が設置したというような、そういった既に設置した世帯もあろうかと思うんですが、その辺のきちんと調査がされないままいるのではないかと思います。この700世帯のうちで一体どれだけの世帯が設置されたのかというのは把握されていないと思うんですね。そういうことが、きちんと把握されないまま、この大切な事業が年間の設置台数が少ないからということで切ってしまうのかどうか。本当に積極的な対応がされてきたのかどうか。そこが大変、私は問題だなというふうに思うわけです。こうした住民へのサービスをさっさと打ち切ってしまう。ちょっと冷た過ぎるんじゃないかなというふうに思います。

その一方で、これはちょっと時間がありませんので飛びますけれども、特別職の人件費、これは市長の給与に関してであります。これは、先だっても一般質問の中でありましたけれども、やはり給与の見直しはすべきではないかなというふうに思うわけですね。今、景気、雇用情勢の悪化のもとで、市民の暮らしは本当に悪くなっています。これは、先ほども市税収の状況も明らかになっているわけなんですけれども、20年度は減収をしていると。21年度も増収は見込まれないと。八街市は、その財源確保の打開策の1つとして受益者負担の適正化ということで、下水道料金を引き上げるわけですね。歳出面では、今も私が質問したところの既存制度の見直し、この高齢者の火災報知機、わずかな予算を削ってしまう。あるいは

管理職手当の20パーセントカットを引き続きやっていくと。市民への負担強化とサービス切り捨て、また、人件費削減を一層進める予算となっているわけですね。こうした厳しい予算編成を実行する、その先頭に立つ市長自身、その市長自身の給与の見直しは全くされないわけですね。この間、進めてきた集中改革プラン、この中でも給与の適正化ということ、これは職員に対してやってきたわけですが、当然この先頭に立つ市長も見直しをしなければならないんじゃないかなというふうに思うわけですが、一切その対応がないと。

収納率、県下ワースト10、3町7市あるわけですが、この7市のうち月額給与が70万円台、ほとんどが70万円台の首長になっているわけですね。しかし、八街市は若干落としているにしても82万5千円というような給料になっているわけです。収納率の低い自治体市長は自主的に減額をしているわけなんです。やはり市民の今の暮らしからいけば、市長のこうした自主的な減額を検討すべきじゃないかなと、実施すべきじゃないかなというふうに思うわけなんですけれども、市長はこの間、答弁いたしませんということで、議会の中で対応されてきておりますけれども、新年度予算編成に当たっては、ぜひとも市長の考えをお伺いしたいと、このように思います。

○市長（長谷川健一君）

私は、先ほど答弁したとおりでございます。私も報酬についても平成23年まで減額はしてございます。そういう中で、ですから先般の決算委員会だと思いましたが、右山議員さんにも申しましたが、議会で議会のたびにこんなことを、こういうふうにお互いにやっているよりも、一番特別職の報酬については、報酬審議会委員がいらっしゃいますので、審議会委員は各そのときの状況、経済状況、そしてまたいろんな企業とか、いろんなのをやって適正な報酬を決めていただいた額で、その審議会に決めていただいた額でございますので、委員の皆さんと話し合いの中で適正な金額をやはり報酬審議会委員という、そういう決めていただく組織があるわけですから、決めていただきたいと思っておりますけれども、しかしながら、これは議員の了解もないとできませんので、それについては、そのまま終わりますけれども、今も実際もこれは私が決めるよりも、決めていただいた方がいいというふうに思っております。

○丸山わき子君

市長ね、ほかの自治体では皆さん決めていただいているんじゃないかと、先ほども言いましたけれども、自主的に減額しているんですよ。市長もそういう判断は自分だってできると思うんですね。7万7千人の人口を抱える、この大きな市の首長が自分の給料の判断もできないなんてとんでもない。私は、そういう意味では自主判断をきちんとしていただいて、市民が納得いく、そういう給与にさせていただきたいなというふうに思うわけです。

東金は八街市の類似団体ということになるわけですが、この東金の市長並みに72万2千500円、これ毎月72万2千500円にすると毎月約10万円の減額になるんですね。年間にしたら約250万円ぐらいの減額になっていくと思うんですが、やはりこれだけのお金があったら市民にいろんなサービスに還元できると。例えばこの庁舎内の問題

で、第3庁舎に行くときに段差があるんですね。高齢者や障がい者は本当にわずかな段差なんです、難儀をしているんです。やはりそういうところにお金を使っただきたい、こんなふうにするわけなんです。やはり、そういう点では住民サービスにまず貴重な税金を回す。そのために、ぜひ市長の自主的な判断で、私は市長の給与を減額していただきたいというふうに思います。

それから、交際費についてもそうなんです。これは、類似団体の東金市と比較いたしますと、21年度1月現在では100万円ちょっと、東金市ね。八街市長は138万円、隣の佐倉市は90万円というような状況なんです。やはり、こういった点でも本当に今、市財政が厳しいわけですから、こういった交際費についても、いろんなところに顔は出すけれども、それはあいさつに行っていると思うんですけれども、何もこの交際費を使う必要はないんじゃないかなというふうに思います。

八街より人口の倍ある佐倉市では、八街市の半分の交際費なんです。やはり意識的、自覚的にこういった取り組みがされているというふうに思います。これから、市長のこういった交際費につきましても、自覚的、意識的な対応が求められているというふうにするわけですが、その点についてはどうなんでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

交際費については、私から出すとか、出さないとかじゃなくて、交際費を出す基準を秘書広報課で決めていただいておりますので、私は別に個人的に、そんなところには決して出しませんし、これはそういう基準があって、私は出しているものと思いますので、ここで減らすとか、増やすとか、そんなことは言いませんけれども、できるだけ交際費は詰めていきたいと思っております。

○丸山わき子君

本当に、この財政難の中で、どこを詰めるかといったら、こういうところを詰めていかなければ、もう詰めるところもなくなってきているわけですね。市長の給与であるとか、こういった交際費、本当に予算編成をするに当たってゼロベースだと。ここから出発しているわけですね。ですから、そこまで予算編成方針を出されているわけですから、そういう点では、この八街市の市長である市長が、積極的な対応を、姿勢を示すのが本来であるというふうに思います。

今日も新聞では、完全失業率、これが若干下がったものの、しかし失業者は46万人増えた。そして、世帯主の失業が増えているのが特徴だということが報道されています。また、高校生も就職内定率が大変悪く、千葉県は全国よりもさらに低くて72パーセント程度というようなことで、雇用も就職も本当に大変だというような実態になっています。家計収入の落ち込みで、個人消費の低迷、このことによって商店街や農家も本当に大変な生活実態となっておりますし、それから、地域の経済を支えてきた商工業の皆さん、こういった皆さんにとっても厳冬期であるというふうに思います。地域経済活性化、そして市民の暮らしを守る、そういった市独自の施策、本当に求められていると思いますので、そういった点での取り組

みを一層強化していただきたい。このことを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（北村新司君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、まず151ページの児童クラブ管理運営費についてです。1年生から3年生までの入所希望者で待機児童はいるのか。また、定員をオーバーしている施設はどこなのか。今後、希望者全員が入れるようにするために、どういう対策をとるのか、伺いたいと思います。

○市民部長（小倉 裕君）

お答えします。現在、22年度の入所申し込みにつきましては、本年の1月18日から2月8日まで受け付けを行いました。この期間内に申し込みのあった方については、審査を行い、入所決定した方には通知を差し上げているところですが、現在で定員オーバーされている児童クラブは、八街児童クラブ、それと朝陽児童クラブ、それと八街東児童クラブ、この3カ所となっております。

原則、児童クラブにつきましては、小学校1年生から3年生までなんですけれども、定員に空きがある場合は、4年生、5年生、6年生まで入所を行っております。以上です。

○京増藤江君

定員オーバーをしているというところが3施設あります。そして、今後、働きたいと考えるお母さん方、さらに増えると思われまますので、このさらなる児童クラブの充実、拡大、これが必要と思うんですが、今、私は今後の対策についてもお聞きしたんですが、その答えがなかったので、これも答えていただきたいと思います。

そして、4年生以降の子どもたちの行き場が本当にありません。また、働いていらっしゃるお母さん方の子どもさんの行き場もない、少ない。屋内で行く場所が本当に少ない。ですから、この児童クラブだけでなく子どもたちの居場所、空き店舗などを作るようにと日本共産党は一貫して要望してきているんですが、ぜひ、4年生以降の子どもたちの行き場も作っていただきたい。四街道などでは、やはり子どもたちの安全のためにも、6年生まで入所できる。そういうふうになっております。空いていたら入らせるというのではなくて、ぜひ、お願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○市民部長（小倉 裕君）

失礼しました。対策ということなんですけれども、今、全小学校区に児童クラブを設置いたしましたけれども、各空き教室、またそういう公共的な施設、そういうものを考えますと、やはり1人当たりの基準、そういうものもございますので、現在、別に増やせるというようなことについては、ちょっと今のところ非常に難しいものと考えております。

それと、あとこの4年生以上の行き場所がないということで、以前から答弁しております

ように、八街駅北側地区土地区画整理事業区域内に公共の核施設の計画を立てる、そういう中で児童館の設置について、今後検討してまいりたいと思います。

また、空き店舗につきましては、現在のところ、そこを利用して児童クラブ、そういうものの計画は今のところ考えてございません。

○京増藤江君

核施設を利用してとか、前からそんなふうなことを答弁されているんですけども、お金がどこにあるのか、新たに。それで、八街市は青少年健全育成都市宣言、これを作っているんですけども、この中身というのが青少年自らの努力を期待するとともに、家庭、学校、地域、社会が一体となっている。こういうふうな文言です。行政の責任が入っていません。健全育成というならば、行政がどうしていくのか。私はこれが一番根底になければならないと思うんですよ。本当に子どもたち、大人が貧困なんですから、子どもたちもちろん貧困が多くなっています。こういう中で、八街市がいかに子どもたちを健全育成していくのか。そうしたら、居場所を作らなきゃいけない。私はこれが必要だと思います。ぜひ、八街市は各学区に児童クラブを作った後には、児童館を作っていく。これは、もう前から市長も答弁されております。ぜひ、市長も勇退される前に、私はこの1つでも空き店舗などを使って子どもの居場所を作っていただきたい。これを要求しておきたいと思います。

次に、その下の保育園費についてです。保育園費は、前年度より約307万円減っています。そして、職員は3名減の91名となっております。また、臨時職員はわずか1名増員するようですけども、このような職員3名減で、十分な保育サービスができるのか、大変心配されますが、どうか。また、待機児童は何人か、伺います。

○市民部長（小倉 裕君）

まず、職員の減なんですけれども、これにつきましては、22年度3名減となっておりますが、これにつきましては、保育園の調理員の方2名が今年度退職しますので、その方につきましては、臨時職員で一応対応する予定でございます。

また、保育士につきましては、当初の20年度、94人で予定したんですけども、急遽途中で1名職員の退職がございましたので、その補充につきましては、現在してございませんけれども、22年度につきましては、一応、園長1名定年で退職されますので、その補充については、一応、補充する予定でございます。

それと、あと待機児童なんですけれども、2月1日現在でゼロ歳児の方が25名、1歳時が13名、2歳時が14名、3歳児が5名、4歳時が1名となって、計58名の方が2月1日現在で待機児童となっております。

なお、平成22年度につきましては、現在、受け付けしておりますけれども、去年が4月1日現在で16人程度待機になられた方がおりますので、今年、今のところ確定はしておりませんが、4月1日現在で12人前後が待機になるんじゃないかと想定してございます。以上でございます。

○京増藤江君

待機児童はやはり月日がたって、年度末になっていくと増えていく。まして、この不況の中で、今まで家におられたお母さん方も働かざるを得ないということでは、この待機して行き場所がない子どもたち、本当に家庭の中でもいろんな悩みが付きまとっていると思うんです。国は規制緩和をして、保育責任を放棄しようとしていますけれども、また、財政負担も含めて自治体に責任を押し付けようとしています。日本共産党は、この動きにももちろん大反対ですけれども、市としても、先ほど保育士さんが3名退職されても、その分は補充しないようすけれども、やはりサービス、子どもたちの受け入れをきちんとしていく。そして、待機者をなくしていくためには、保育ママ制度なども実施していくべきではないかと、これは以前から日本共産党は要望しているんですけれども、待機児童をなくすためのこういう新しい制度、保育ママ制度も作る必要があるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○市民部長（小倉 裕君）

今現在のところ保育ママ制度については、設置するというような答弁はできませんけれども、現在、待機児童の解消につきましては、一時保育制度、あるいは特定保育制度をご利用していただく。あるいは、一般質問でもご答弁申し上げておりますけれども、市内に認可外保育施設がございますので、そういうところの案内、そういうもので一応解消とはいきませんが、利用していただいております。

○京増藤江君

部長、実際に58名もの子どもたちが待機になっているわけです。だから、その一時保育とか、そういうことでは間に合わないわけですよ。まして時間で払わなければならないお金が大変高い。そういう中では働くに働けないと思いますよ。ぜひ、この待機児童をなくしていく。そして、家庭の中の経済不安を少しでも解消していく、そういう方向で待機児童対策をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、163ページの生活保護費についてです。

この生活保護扶助費大変増えています。平成20年度は7億3千295万3千円、これを前年度と比べると745万円の増でした。ところが、平成21年度は6千936万9千円と前年度の増え分と比べると9倍、そして22年度の予算は1億6千422万5千円増えている。これは前年度と比べると2.37倍の増え方、増えた分の倍なんですけれども、2.37倍増えていると。このように市民の皆さんの生活悪化が、もうこの扶助費に如実にあらわれています。そして、ホームレスの方々、無料低額宿泊所に行かざるを得ない、こういう実態があります。

こういう中で、無料低額宿泊所、住宅手当の最高の額をとっている。劣悪な環境であるにも関わらず、そうなっております。やはり、無料低額宿泊所が現在必要な部分もあるんですけれども、少しでも住宅費を減らしていくためには、例えば緊急に市の空いている市営住宅、また市内の不動産業者と契約などもして、安いところに入れるようにする、そういう政策などもとっていく必要があると思うんですけれども、どうでしょうか。

○市民部長（小倉 裕君）

お答えします。確かに議員さんのおっしゃるように、この無料低額宿泊所、これは無料あるいは無料に近い料金が本来は、私は無料低額宿泊所だと思いますけれども、確かに今おっしゃるように、八街市の生活保護の基準額、住宅が1名の場合は3万7千200円だと思いますけれども、その限度額いっぱいのご請求がございます。これにつきましても、私どもも事業者はその根拠はというと、事業者は八街市の妥当な住宅費だということで、それ以上の回答は得られませんけれども、確かにおっしゃるとおりです。ただ、無料低額宿泊所につきましても、入居時に所持金がなく、住まいに困窮した緊急の方、そういう方がすぐ入れる、そういう面からしても、確かに必要な面も私は感じてございます。

今、おっしゃるように市営住宅等というようなお話もございますけれども、市営住宅はちょっと私は担当ではないんですけれども、たしか、これには市内に6カ月以上住んでいる方、あるいは在勤している方、あるいは連帯保証人を作る、そういういろんな面がありますので、生活保護の方がすぐに市営住宅に特定入居をさせるというのは、今の時点では無理でないかと、そういうふうに考えております。

○京増藤江君

今、八街市の財政、本当に厳しい。これは、先ほどから丸山議員の質問にもありました。そして、また市民の皆さんの暮らしも厳しい。失業などで生活困窮者は今後も増えていくと思うんです。それで、そういう中で福祉の充実や仕事おこしが必要なければ、来年度以降、もっとこの扶助費が増えていくと思うんです。そういう中で、私もいろいろとアパートを探して、例えば2万5千円とか、3万円のところに入居できる。こういうふうになった方々もいらっしゃると思います。例えば1万円とか、1万5千円住居費が減れば、八街市の支出も減っていくわけです。市営住宅、そんなふうにはできないとか言わないで、どうやったらできるか、こういうふうに考えていく必要があると思います。

今、消費税増税なども求めている政党もありますから、ますます倒産なども増えますよ、それが実行されたら。ぜひ、できないと言わずに市営住宅、そして安いところを提供してくださる不動産業者との契約なども考えてやっていく。そういう方向を考えてみる。そういうことができませんか。

○市民部長（小倉 裕君）

当然、私どもも生活保護費はご存じのように4分の1は地元自治体、市町村で負担しなければいけませんので、私どもも生活保護の申請時で、そういう住宅の安いところ、そういうところは当然考えて入居、そういう方向は考えておりますけれども、市営住宅につきましても、住宅法とか、そういういろんな法的なものがあると思いますので、そういう条例の改正等いろいろ絡んでくると思いますので、私どもちょっと今その住宅の関係ではありませんけれども、今のところ非常に難しいんじゃないかと考えております。

○議長（北村新司君）

会議中ではありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

(休憩 午前 11 時 49 分)

(再開 午後 1 時 10 分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○京増藤江君

先ほどの途中だったんですけれども、生活保護費についてなんですけれども、無料低額宿泊所に入らなければならない、そういう方々も多いんですが、特にそういうところは不便なところにあります。それで、働きたい方々が、そこから働き場所に行くというのが、本当に大変です。といいますのは、もちろん遠いというのもあるんですけれども、その施設に入っている場合、1万5千円ぐらい支給されて、そしてたばこ銭ぐらいになるわけなんですけれども、結局お金はないし、そして何もすることがないので、そこで寝ているしかない。こういうふうに入っていらっしゃる方はおっしゃっています。そして、経験者も言っておられます。ですから、ホームレスになった方々の対応として、やはり働きたい。そういう意識が強い方には、やはり先ほどから要望しておりますように、低額のアパートなどに、また市営住宅などに入れるように手配していただいて、働きやすい、自立しやすい、そういう状態を作っていただきたいと要望しておきたいと思います。

次に、3歳児健康診査については、これを省略します。

次に、173ページの児童医療費助成事業についてです。

日本共産党は一貫して子どもたちの医療費無料化を要求してまいりました。この4月から6年生まで無料となり、大変評価するものです。子育て支援の本当に大きな柱の1つです。

ところで、森田県知事は3月1日の一般質問において、今年12月から現行の小学校入学前から拡大をして小学校3年生まで無料化をしていくと答弁をしております。市長も昨年の4月の臨時会で、今後中学校卒業まで段階的に無料化を進めたいと、本当にいい答弁をされました。この知事の決断を追い風にして、ぜひ、12月から中学校卒業までの無料化を求めたいと思いますが、どうでしょうか。

○市民部長（小倉 裕君）

この児童医療費には、市も非常に財政上厳しい中、議員さん方の賞与、あるいは職員の賞与、そういうものを充てて市長の英断で小学校6年生まで拡充したわけなんですけれども、まだ、この事業もスタートしないで、4月からスタートですので、今後これがスタートした後、またその上の方は拡大については検討してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

確かに4月からの実施なんですけれども、しかし、もう森田知事は12月から拡大すると言っているんですから、その3年分の医療費、助かるわけですよ、八街市としても。ですから、ぜひ、これは直線的に、ぜひ拡大の方に使っていただきたいと思うんですけれども、市長いかがでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

まだ、そこまでの施策は考えていませんけれども、これから検討させていただきます。

○京増藤江君

ぜひ、これは前向きに実施していくという方向で検討していただくことを強く要望しておきたいと思います。

次に、242ページ、校内適応教室指導員についてです。

各中学校に配置されている校内適応教室補助教員、本当にここに通っておられる子どもさんたちには大きな味方です。しかし、小学校には、このような教室がありません。小学校の段階でも、この適応教室が必要だと思うんですが、子どもたちの居場所として設置をしていただきたいんですが、どうでしょうか。

それと、15日から29日、休んでいる小学生は165名、中学生140名なんですけれども、どのように対応していくのか、伺います。

○教育次長（尾高幸子君）

1点目の小学校に設置をというようなお話でございますけれども、ご存じのとおり中学校は各教科担任が担任制になっております。小学校は学級担任が関わりを強く持っているという点が、今、小学校と中学校の違いかなと思っております。小学校については、やはり学級担任による相談を中心として、共通した指導ができるというような中で、養護教諭や生徒指導等の中で校内組織、これらを重要視する中で活用していくという中で、不登校の解消に取り組んでいくことが必要ではないのかなということを含めて、校内適応指導教室については、小学校においては考えておりません。

それと、今、数値的な問題の中で、どう取り組んでいるのかというようなことでございますけれども、取り組みについては、小学校、中学校それぞれにやはり子どもさんたちの状況が、大きい子、小さい子の違いがある。そういう中で、それなりの指導、それとやはり傾向として何がというと、不登校になっている子の無気力、これは小学校でも中学校でも無気力ということが言えていることだと思っております。それは、基本的な生活習慣にあるのかなと、このようにも考えております。やはり不登校が続くことによって、やはり学習がわからなくなってしまう。それが、また昼夜逆転してしまっているような生活をしていると、やはりこれは家庭に原因があるというのが、おのずからおわかりになろうかと思えます。そういう中では、基本的な生活習慣というのは、保護者の責任であるのではないかと。これは、一般質問でもお答えしているところではございますが、早寝・早起き・朝ご飯、それから宿題をやるとか、そういう昼夜逆転するとか、これはもう保護者の責任下において注意していくことが一番の不登校を防ぐ問題だと思えます。

それらの中で、市としては家庭訪問を繰り返してみたり、保護者の意識改革をするという中で、努力しておるところでございますので、各家庭においても、その辺の保護者の任務と家庭、学校、地域、これらの中の責務の中をいま一度考えながら子どもたちの育てに教育委員会としても支援してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今、親御さんの義務、責任を本当に強調されました。確かにそのとおりです。ところが、今、子どもたちの状況はどうかといいますと、貧困家庭が大変増えている。日本の家庭の中で7人に1人の子どもたちが貧困の中で育っている。親にそれだけの力があるか。このことが問われているんです、今の日本の社会は。それで、やはりそういう子どもたちの現実をしっかりと見ていかなきゃならないと思うんですよ。

この八街市、日本全国の貧困の中でも、また国保税さえも払えない。そういう方々が日本一多い。そういう状況ですから、子どもたちに対してどう成長を図っていくのか。これは私は行政の責任が問われると思うんです。そして、その責任を感じていく。子どもたちをどう育てるのかと、優しい気持ちになっていただきたいんです。

それで、一般質問のときに、私、親同士が気軽に教育談義ができる交流の場を設置するように求めたところ、保健センターの3階やスポーツプラザに交流の場が設けてあると教育長が答弁されました。教育長は、そこを視察されたことがあるのかどうか、私、本当に疑問に思います。これは、あの交流の場はお母さん方と日本共産党が運動しまして、本当に親子が交流できる場がない、児童館を設置するよという運動の中で、ようやく市長があそこを開放したんです。あそこに行っておられる方々は、どういう方々かといいますと、学校に上がる前の子どもさんたちが多いんですよ。そういうところに行って、親同士が例えば教育に悩んでいる。そういう人たちが話し合いができると思いますか。そういう意味では、例えば小学校でも不登校と数えられる30日までは休んでいないけれども、それに近く休んでいる子どもたち、そういう親御さんが集まって本当に自分の子どもはこうなんですけれどもねと話ができるようにしてあげる、そういうことも親が責任を果たしていく、そういう手助けになると思うんです。

ですから、この小学校への適応教室、そして相談の場を作って、学校に行きづらい子どもたちへの対応、早急にしていく、そういう方向を示していただきたいんですが、どうでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

教育委員会といたしましては、やはり相談体制、これが一番重要なのかなと。先ほどの私が申しあげました家庭教育力、これは生活の金額、要は収入によって親が子どもを育てられない。これは、また違う角度ではおかしいんじゃないかなと。やはり食生活、早寝・早起き・朝ご飯、先ほど申しあげました。あるいは昼夜逆転している。これは、お金があろうがなかろうが、やれることの親の責務だと、私は考えております。

○京増藤江君

それは、私も考えていますよ、当然、当たり前です。だけれど、本当に収入が少なく、昼夜働かなければならない、そういうお母さん方が朝起きられない場合だってあるんですよ。努力をしていたって具合が悪くなって起きられない。そういう方々があるって想像できませんか。例えば朝8時半に、ここに来て仕事をして、そして夕方には帰っていきける。そういう

+

家庭ばかりじゃないんですよ。そういうところに思いをはせていただきたい。本当にそう思います。

それで、教育相談員なんですけど、これは今1人配置されているんですけども、これはやはり今本当に何回も家庭訪問もしてくださったりして、努力されています。でも、1人ではとても足りない。先ほど小学生、中学生もたくさん休みがちの子どもさんがいらっしやる。こういう方々に対応していくためには、私、例えばせめて各中学校区に相談員を設置していく。そういう方向も必要だと思うんですが、どうでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

相談員の増員というお話でございますけれども、今ある相談システムを有効に使っていただくことの中で、充実していくよう努めていながら、やはり他の機関とも連携をとりながら構築していきたいと、このように考えておりますので、ぜひ、相談に来ていただきたいと思っております。

○京増藤江君

今、子どもたち、学校に行くのを渋りがちの子どもたちも、先ほど数字も示して、たくさんいると。その中では、たった1人では、またいろいろな相談機関があっても足りないから、こんなふうな状況が出ているんでしょう。やはり、そういうところは、本当に子どもたちの健全育成、これを掲げているわけですから、しっかりと対応していただきたいということをぜひお願いしたいと思います。

次に、時間がありませんので、平成22年度八街市介護保険特別会計予算について伺います。

歳出についてなんですけれども、介護サービス等諸費について伺います。

保険給付費を見ますと、通所リハビリ関係、そして療養型医療施設、また老人ホーム、こういうところの保険給付が減っております。通所リハビリテーションなど、本当にこれから必要になる、そして短期入所療養型施設、こういうことも必要になるのが見込まれているのに、なぜこういうふうにならしていくのか、伺いたいと思います。

○介護保険課長（醍醐真人君）

これは、私どもが減らしているわけではございませんで、結果的に利用して1年のトータルで見た中で、昨年と比べて若干予算上落ちているという状況でございます。具体的に要介護、要支援認定を受けた方々が必要に応じてリハビリテーションサービスを使う、使っていただいて結構でございます。決して、私どもがそれを制限しているというものではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、療養型につきましては、国の方の方針で平成23年度末をもって、このサービスについては終了させるというようなことが言われておりましたが、昨今、政権が変わりまして、民主党政権になりまして、この療養型につきましては見直しをし、存続させる云々という話も来てございますので、この辺についてはちょっと何とも言いがたいところがございますが、方向としてその辺、一部療養型につきましては、やめて老健なりへ変えるというよ

うなところも見えてございますので、その辺でサービス料が落ちたのかなとは、今考えます。以上です。

○京増藤江君

今、特養への入所待機者、増えているわけですね。一方で療養型のこういう予算を減らしていく。そして、廃止していくなら、本当に高齢者の方々の行き場がなくなります。厚労省が2008年10月に実施した介護サービス施設事業所調査によりますと、全国にある介護療養病床は2千252施設で、2007年に比べると13.7パーセント、356施設減ったと発表されました。介護療養病床に入所されている方々は、10万2千753人から9.8パーセント、1万45人も減っております。これは、旧自公政権が療養費削減のために先ほども言われましたように介護療養病床全廃する計画を決定した2006年から減少が加速しています。そして、特養ホーム、また介護老人保健施設、65施設増えているんですけども、特養ホームや介護老人保健施設、そして介護療養病床をあわせた介護保険施設は差し引き168施設も減っているんです。特養などは増えているんですけども、療養型が減っているために、入所施設が1.4パーセントも減っている。待機者が増大している1つの大きな原因です。

このような中で、日本共産党の穀田議員は3月1日の衆院予算委員会で、特養に入れず、行き場のないお年寄りをなくすことは、緊急の課題だと政府に迫りました。また、これ以上、特養ホーム待機者を出さないためにも、介護療養病床を全廃させる計画とリハビリ患者を90日で病院から追い出す施策を中止することを要求しております。鳩山首相はこの質問に対して、この問題は深刻に見直さなければならない、その方向で努力したいと答弁しております。

そして、介護保険の事業所は利用者サービスを充実されるために本当に頑張っておられます。しかし、家族の協力がなければ、効果がなかなか上がらない場合があります。例えば家族の中に精神的な問題から協力できずに事業所の努力がなかなか報われない。こういうこともございます。そういうときに、事業所から相談などがあった場合には、介護保険課はぜひほかの課とも連携をして、その家族ともどもその事業所を利用されている方々が安心して暮らせるように協力をしてあげる必要があると思うんですが、どうでしょうか。

○介護保険課長（醍醐真人君）

ご家族の方から、いろんな相談等ございます。それにつきましては、再三ご答弁申し上げていますが、地域包括支援センターなり、私どもの部署のみならず、福祉関係課等におきましても相談を受け、それぞれできるものにつきまして対応してございます。今後につきましても、その方針には変わるものはありません。

それから、先ほど特別養護老人ホームの話が若干出ましたが、私どもも待機者につきましては、できるだけ解消を図りたいと考えておるところではございますが、いかんせん、すぐ整備しますといっても、すぐできるものではございません。多額の経費なり、用地の選定なり、いろいろございますし、参入する事業者等もございましてしょうから、そう簡単にはで

きるものではございません。計画をもって整備を推進していかざるを得ないと。この第4期の介護保険事業計画の中では、30床の増床を見込んでございます。次の第5期の事業計画は、先の話でございませけれども、その中でも待機者等の推移を見ながら、整備についても進めていかざるを得ない、そう考えておるところでございます。以上です。

○京増藤江君

ご家族との関係で、なかなか事業所の努力が報われない。こういう場合には、関係各課が協力をしてやっていくというご答弁、本当にこれは重要なことだと思いますので、ぜひ、よろしくをお願いします。

そして、市の方も特養なども整備していくという方向で、努力されているわけなんですけど、ただ、市の努力だけではとても足りない。そういう意味では、例えば療養病床も今のままよりももっと充実させていくようにとか、そして特養も国の方針でしっかりと増やしていくとか、そういうことを、ぜひ市の方からも要求していただきまして、市民の皆さんが安心して介護を受けられるような、老後の不安がないような、そういう八街市にさせていただきますよう強く要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（北村新司君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、右山正美議員の質疑を許します。

+

○右山正美君

通告順に質問並びに提案をさせていただきたいと思えます。

議案第6号でございませ。これは廃棄物の処理に関する問題でございませけれども、条例を強化したということございませ。なぜかと言ったら、ごみ収集場所に市の財産となる古紙や資源物が抜き取られる、こういうことがあるから強化していくんだと。罰則を含めた強化策を提案されてきたわけございませ。

先の話でも十数件の抜き取りとか、そういったことがあるということ、お話を聞いたんですけれども、やはりこれは地域との協力とか、そういったことも不可欠な問題であると、私は重々思うんですよ。私の地域でも、やはり今まで、道路端にありますから、ごみが本当に散乱して、車の中から投げたりとかいろいろしていたわけなんですけれども、やはり地域の人たちの力を合わせて1カ月間監視体制を強めて、よそから車で持ってきた人、違うごみを置く人、いろいろ注意してやってきた結果、今はもうきれいになっておりまして、本当に地域ぐるみの取り組みが本当にそういったことにつながっていたというふうに、私は思うんですよ。

その抜き取りとか、そういうのも、ちゃんと看板を置いて、それをしないようにというふうな形を作るというんですけれども、まず私はそういったふうにした方がいいのかなというふうには思うんですけれども、とりあえず条例として提案されていますので、質問していきたいと思うんですけれども、第2条の4項、再利用、再使用、再生利用及び熱回収、これはやはり1、2、3、4、5、6と、5の中には資源物、古紙、缶、ビン、ペットボトル、

プラスチック等々いろいろあるわけですが、かなり重複しているんじゃないかなと。もっと第2条については、1項での廃棄物、それで2項で一般廃棄物、3項で産業廃棄物というふうにやっていて、5項でその資源物が项目的にずっとなっているということであれば、私は4項目め、再利用、再使用、再生利用及び熱回収というのは、これまでやってきているわけですから、そういう点では私は重複するんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺の観点はどうでしょうか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

これに関しましては、本市は循環型社会形成に努めるということで取り組んでおりますので、古紙の抜き取りに当たりまして、この定義付けに必要なものをここに列挙したということでございます。

それから、先ほど議員の質問にもありましたとおり、この条例に関しましては、やはり市だけでは限界がございますので、やはり一般市民の方、それから議員さんをはじめ協力をお願いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○右山正美君

だから、まず私はこの市民の方々に協力をしていただくというのが先であって、やはりこの条例も必要になるとは思いますけれども、条例ばかり作っていても、それが有名無実で活かされなければ、やはり条例としての価値がないわけですから、私はその辺を市民との対話、協力、そういったものをもっともっと優先させるべきかなというふうに感じたわけでございます。

それに、16条の2では、今おっしゃったみたいに循環型社会形成に努めるというふうにおっしゃっていて、やはり循環型にしていくんだということであるんですけども、この循環型、もう当然のことであって、今もやっているのです、その2項についてはどのように考えているんですか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

これにつきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、循環型社会、これにつきましては、市の一般廃棄物処理計画の中でも循環型社会生活を目指すというふうなうたわれておりますし、この第2条におけます再利用、再使用、再生利用、これらにつきましてもまさしく循環型社会に当たろうかと思うことから、ここで再利用の促進という中でうたっているところでございます。

○右山正美君

循環型社会にやるというのが、これはもう当然のことであって、その廃棄物の処理及び清掃に関する条例そのものが、そういうふうになっておるんで、第2条のもろもろにおいても、そういう具合になって、あえてここで、また循環型社会という形で出てきていると。もうちょっとコンパクトにした方がいいのかなというふうに思うんですけども。

第19条ですけども、ポイ捨て条例については、約2万円の罰金ということで、これも私はまだ1人としてそういった形で反則金を払った人はいないと思うんですけども、この

場合、19条の中では違反した者には20万円以下の罰金に処すると、このような多額の罰金の制度が出てきたわけですが、その辺についての考え方としては、どのように考えているのか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

この罰金の額につきましては、やはりあまり過料が少ないと効果がないだろうというふうに捉えていますし、やはり現在、罰則を設けてあるところ、5市あるわけですが、この例を見ますと、やはり罰金20万円となっております。また、この条例制定に当たりましては、検察庁とも協議をしております。協議の結果、特に検察庁は異存ないということから、この額としたものでございます。

○右山正美君

検察庁が異論なしということではなくて、これの廃棄物に関するところで、本当にこれが妥当なのかどうか。20万円というと相当な金額ですよ。まして、ポイ捨て条例が2万円ということで、だから算出の根拠をどこに置いたのかどうかというのも問題あるし、20万円だったらとらないだろうからとか何とかって、そういうたやすいことじゃなくて、これは高ければ高いほどびっくりするわけで、その辺は。ですから、やはりこの抜き取りというのが本当に多いんでしたら、やはり地域住民にただ看板掲げて、20万円の罰金に処しますよということも、多分看板の中には書くんではしょうけれども、でも書いただけでは絶対これはおさまらないですよ。やはり地域との連携、地域とのそういった協力がない限り、そういったものは、僕は本当になくならないんじゃないかなと、そういうふうに思いますので、ぜひ、そういった地域との協力で、ごみステーションというのはかなりの数があるわけですから、そういった意味で、ぜひ地域との協力を進めていってほしいと、このように申し上げます。

次に、補正予算について伺うわけですが、私、補正予算について7款の土木費について伺いたいと思います。

これは、5億9千万円、全体的にはそういった補正予算が出ていまして、7款の土木費でもかなりの補正予算ということで、いろいろ修繕とか、そういったものも含めてあるわけですが、私が一番言いたいのは、この補正予算がどういう形で使われていくのか。どういう形で、こういった形で土木費を道路河川課で出していくのか。まず、基本的な問題について、その辺について伺いたいと思います。

○建設部長（並木 敏君）

基本的には、この中には7千47万7千円を今回お願いしているものでございますが、このいわゆる事業としましては、国の補正予算によるきめ細かな臨時交付金、これが5千万円、それと今年度分の経済対策交付金で2千47万7千円でございます。道路の維持、修繕工事を考えております。

○右山正美君

市内一円の道路維持、修繕費が2千47万7千円ですね。それから維持、修繕費、これが

市内ですけれども、やはり5千万円、それから道路排水施設整備事業、これが2千万円というところで、かなりの金額であり、これが私が一番言いたいのは、この補正予算がやはり地元業者を中心とした、そういった工事を進めてほしいということが、一番、私は言いたいことなんです。ですから、国の補正予算もそういった形で下りてきているとは思いますが、地元業者を中心に、ぜひ、その辺を強く求めていきたいと思うんですけれども、その辺の考えとしてはどうなのか。

○建設部長（並木 敏君）

特にきめ細かな臨時交付金につきましては、1つの工事の単位を1千万円未満で考えておりますので、それとあと、当然指名の問題になろうかとは思いますが、地元業者を中心に当然考えております。

○右山正美君

それと同時に1千万円以下は、そういった形で進めていくんですけれども、大きな事業とか、そういうのをこのところで一致するかどうか、わかりませんが、やはり共同企業体といいますか、大きな事業になってきますと、大企業と地元の業者を合わせる。あるいは2千万円だったら、その2千万円落札者に、この地元業者を抱き合わせる共同体の事業という形の事業方法もあるんですけれども、ぜひ、そういった問題でも何らかの形でやはり地元業者を絡ませてほしいと、これがやはり願いなんです。だから、その辺の考え方としてはどうなんでしょうか。

○議長（北村新司君）

右山議員に申し上げます。2回を超えています。

○右山正美君

3項目ありまして、順番にやっていますから。

○議長（北村新司君）

同一議題については、2回を超えることはできません。

○右山正美君

では、②の公園費の中で、これも工事請負費についてであります。これは、長谷団地、九十九路のブランコ、これが出ております、99万5千円ということで。これは、もうちょっと細分化すれば、これは小規模公共工事でもできますよね、はっきり言えばね、2つですから。長谷団地と九十九路ですからね、割れば小規模公共工事でもできるということです、一括しなければね。だから、その辺の考え方というのはどうなんでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

まず、ただいまのご質問は住宅費の公園の関係、どういたしましょうか。

○右山正美君

住宅費……。言いたいことはそうですから。

○建設部長（並木 敏君）

住宅費の方ですか。これ両方で、いわゆる50万円以下に分離できないかということだと

+

思いますが、これはやはり一応1本で考えてはおります。

○右山正美君

丸山議員の方からも質問があったとおり、今の市内の状況というのは本当に仕事がなく悲慘な状況である。あるいは、生活もままならないという現状がずっとあるわけで、まして市内に自分の事業所があって、自分のところは八街市の業者がとれなくて、よそでとられて、それで指をくわえているという、こういった現実には、私は捨てておけないと思うんですよ。まして、国の予算の中でやはり地域活性化の問題も含めてあるわけですから、ぜひ、その辺は頭を使って、先ほど言った共同企業体とか、あとは分離発注、今、市営住宅の長谷団地、九十九路団地、これは分離発注すれば合わせて99万5千円ですから、半々にしたって50万円と45万円で、これは小規模公共工事だって移行できるわけじゃないですか。そういうのをやはりちゃんと使って、地元をどうやって助けていくのか、どうやって税金を払ってもらえるのかということまで行くんですよ。その辺をしっかりと考えないで、ただ単に一括発注だとか、そういうことじゃなくて、やはり地元業者が仕事が確保できる、そういった方策というものを、ぜひともこれは考えてもらいたい。これを申し上げております。やはり不況ですから、どこだって仕事が欲しいですよ。しかし、今の市民の生活実態を見たら本当に仕事がなくどうしようもない。路頭に迷うというところはいっぱいありますから、これは現実問題ですよ。ですから、補正予算が来たら、そういったものの仕事、地元業者がいっぱいあるわけですから、それを育成していく、育てていく、そして税金を払ってもらえる、もらうという、こういうところが、私は大事ではないかと強く申し上げておきますので、ぜひその辺は検討をして、しっかりと住民に貢献するような、そういった公共事業をしていただきたいと、このように思います。

次に、22年度の一般会計予算について伺うものでございます。

5款、6款、7款と、私は質問したいと思いますが、まず、5款の農業振興費についてでございます。やはり八街は基幹産業が農業であると言われて、本当に今の八街市の農業を見ればどんどん離農が進みますし、まして農業後継者もないという状況のもとで、政府は何をやっているかということ、日米FTA交渉、農産物輸入協定を進めようとしているわけですよ。前政権のもとで、この10年間で約1兆円もの農林水産業費は減らされました。ところが、鳩山内閣でさらに4.6パーセント、この国の農業予算が減らされたわけでありまして。戸別所得保障により農林水産業の再生など、これは本当に絵に描いた餅ではないかという具合に言われているわけなんです。世界的には、もう食糧不足が着々と進んでいて、海外の農地を大規模に加工していくという、国際的な競争が進んでいるんですよ。この問題については、国は乗り遅れていますし、そういう話をしますと、どれだけ本当に食糧不足がものすごい勢いで進んでいるかというのが、わかると思うんですけども、他の土地を求めて国際的に動き出しています。

ところが、日本の農業はどうかということ、自給率が本当に低下して、家族農業が低下をしていく。八街市は離農が進んでいる。こういう状況のもとで、もっとしっかりとした農業政

策、こういったものを国と同時に、この八街市でどうしていくのかというのが求められていると思うんですけれども、特にその中で農業後継者というのは、本当に大変重要な問題なんですけれども、この農業後継者の問題について、担当課としては予算も例年どおりのような形になっていますけれども、農業後継者の問題について、その対策としてどのような対策を考えておられるのか。その辺について伺いたいと思います。

○経済環境部長（森井辰夫君）

後継者対策といたしましては、これは大変大きな問題でございまして、常に県と連絡を図りながら進めてまいったところでございます。

まず、県が実施している事業といたしましては、新たに農業への新規参入を目指す離職者を農業法人等が雇用し、生産技術、経営ノウハウの習得、販路の確保等、数年後に独立するように向けたサポートを行い、新たな担い手の確保を図るための農業の新規参入モデル構築事業や農業法人等が就農希望者に対して技術、経営ノウハウを身に付けさせるために実施する実践的な研修に要する経費及び新規就農者の定着を促進するための経費の一部を支援する農の雇用事業等があり、市では農業法人に対しまして、情報提供などの支援を実施しております。

また、本市の指導農業士並びに農業士会では、千葉県農業大学校からの派遣実習、農業者要請研修として7月14日から9月24日の間、3名の農業士宅において4名の研修生を受け入れいたしまして、実践的な知識の習得を実施・体験させることにより、新規就農者の育成を図っております。

さらに、大学生を中心といたしました農業体験、これは乳搾りでございますけれども、これらを通じ、出会いや交流の場を設け、農業への理解を深めていただくための活動を行っている団体や新規就農者の定着、活性化を図るため、先輩農業者が自ら経験を語り、相互の交流を深め、歓迎する場を設けるなどの活動を行っている団体に対し支援を行っているところでございます。

次代の担い手である新規就農者の定着は必須問題でありますので、今後も引き続きまして関係機関と連携を図りながら支援を図るとともに、経営体育成に関する助成事業が新たに創設され、その中で新規就農者の農業機械や施設の導入など、初期投資の軽減を支援する事業もメニューに含まれておることとございまして、今後の動向を注視してまいりたいと、このように考えております。

○右山正美君

農業問題については、農業所得の問題も大事だし、これは国の施策の問題、あるいは地産地消とか、要するに農業をやっている後継者はいないということは、やはりその農産物が本当に輸入があつて、本当に農業をやっている、それで生活できない、こういうことが本来の農業後継者の育成ができないという問題も、もちろんありますし、それで、もうそういった仕事は嫌だとか、そういった問題もあつて、これはなかなか大変一辺倒で行かない問題も確かにあるわけです。しかし、道を付けてやるのは、やはり行政とか、国とか、そういった

形がやはり道を付けていかなきゃいけないですし、どんどんおもしろいように農産物が売れて、売れ先が決まって、地産地消とか、そういったものを含めてどんどん売れば、私は農業だってもちろんおもしろくなると思いますし、今、農業関係者ともいろいろ話をしていますけれども、ちょっと今のままでは、ちょっとだめだよと。まして、現政権はどうなのかと言ったら、やはりこれはどう見てもわからないということが実態で、この八街市の基幹産業である農業を手足を添えるところまでいかなければ、方針とか、そういったものを作るべきじゃないかなと。後継者対策を含めてやはり進めていく必要があるだろうと、このように思いますね。ですから、その辺では、私なんかもできるだけ協力はしたいんですけども、東京から女性を呼んで合コンとか、若い青年たちにやったんですけども、なかなか話がまとまらないとか、そういうものもありますし、やはり興味を持っていても実際問題、農業に従事という、二の足を踏んでしまうという部分もあるわけですから、ぜひ、農業後継者と同時にその伴侶もやはり育てていくということは、非常に八街の農業を守る上でも大変重要ではないかなというふうに思います。

次に、耕作放棄地について伺いたいと思うんですけども、この間、農地法が改正されて、その一方で耕作放棄地を募集していますとか、そういったチラシも入りましたけれども、この耕作放棄地が全体像からすると、少し解消されたのかなと、そういったことは出ていますか、現状は。

○経済環境部長（森井辰夫君）

耕作放棄地対策といたしましては、去年、これに関します対策協議会を設けまして、東吉田地区に40アール、この耕作放棄地を畑として還元をしたという実績がございます。

○右山正美君

そうしますと、この耕作放棄地の対策事業費50万円というのは、その遊休農地リフレッシュ活用支援事業補助金ということで、50万円計上されていますけれども、この活用についてはどのような活用をされるわけですか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

この耕作放棄地の費用の50万円でございますけれども、これは耕作放棄地の解消と有効活用を促進するため、農業者等の新たな発想で耕作放棄地を地域資源として活用するモデルにつながる取り組み等に要する費用に対して、予算の範囲内において交付するわけでございますけれども、耕作放棄地リフレッシュ活用支援事業1事業当たりの上限25万円を2件分見込んだものでございます。

○右山正美君

耕作放棄地というのは、八街市からでも膨大なものですよね。ですから、その耕作放棄地をどんどんなくしていく。八街市の畑等については、かなり優良土地であるというふうに言われておりますので、ぜひ、その放棄地をなくしていく方向性もやはり進めていく必要があるだろうと。特に農政課の役割というのは、この食との生命を維持する大もとですから、やはりそういった意味では、積極的な、ただ財政がない、お金がないということだけではなく

て、いかにして、この農業を自給率もそうですけれども、地産地消もそうですけれども、いろんな意味で、やはり農業を活性化させていくということが、農業が元気にならないと地域が元気にならないというぐらい、昔から言われているわけですから、その辺についても積極的な対応をぜひ求めていきたいというふうに思いますので、ぜひ、対応をやっていただきたいと、こういう具合に強く望んでおきます。

次に、商店街振興事業費について、202ページでございますけれども伺いますが、商店街も本当に見るようにさびれて、中心市街地がすたれていってしまった。国はそういったことを危惧して、中心市街地活性化法なるものを作りましたけれども、これも財政が途中でカットされて、今では有名無実のそういった制度になってしまったということで、そのかわりと言っては何ですけれども、この空き店舗を利用した、そういったものを作ると。千葉市でもやはりこれは空き店舗がかなり多くありまして、商店街を取り戻そうということで、千葉市も本腰を入れて、その商店街の対策に乗り出しました。これはいろんな補助を含めて進めていくということでございます。八街市もこういった意味では、商店街の事業費、ただ電灯の補助とか、そういったものではなくて、空き店舗を活用したいろんな、さまざまな取り組み、やり方とかいろいろあるわけですが、その辺の振興事業について予算も計上されておりますけれども、どのように考えているのか、伺いたいと思います。

○経済環境部長（森井辰夫君）

商店街のにぎわいを取り戻すということが、まず第一になろうかと思っておりますけれども、これには、やはり八街の駅前を見ておきますと、今まで商店街の空き店舗が多かったわけでございますが、最近になりましてギャラリー悠友とか、アンテナショップぼっち等々の開店によりまして、最近ではやはり大分にぎわいも戻ってきておるといふふうに聞いております。

しかしながら、まだまだ空き店舗もございまして、それに対する市民が参入するためのやはり何かしらの支援措置というのは、今後考えていかなきゃならないのかなというふうに考えております。

○右山正美君

そのとおりですね。特にNHKなんかでも問題視されていまして、どうやって我が街、商店街を活性化していくのかということで、この間も放映されました。やり方はそれに準ずる形ではなくて、いろいろなやり方が私はあると思うんですよ。そのために市が何もやっていないかという、夏まつりとか、いろんな形でやっているんですけども、さらに輪をかけた形で、私は商店街を中心地ですから、その中心地がどうやってしたら活性化していくのかということ、私は真剣に考えていく必要があると思うんですよ。農業と同じで商店街も後継者がいないで、もう私の代で終わりだということは、もうかなり前からずっと出てきているわけですから。何とかして、この商店街を活性化していく、これがやはり八街市の活性化にもつながっていくわけですから、その辺のことについても、ただただ電灯代とか、そういうことじゃなくて、根本的にどうやったら八街市の商店街を活性化するのか、その辺のところも十分検討されていくべきだろうと、私は思います。その辺の議論をもっともっと私

はしていく必要があると思います、本当に。我々もそうですけれども、本当に担当課を含めて、この八街市をどうやってよくしていくのか、八街市の商店街をどうやっていくのか、農業をどうやっていくのかということを私は議論するのは、これはとても大事なことだと思いますので、担当課としても、その辺のことについては十分論議をしていただきたいなど、こういうふうに申し上げておきます。

それと、貸付金についても、ただただ6千万円、銀行に預けるのではなくて、小口融資とか、緊急の融資とか、そういった人たちが結構いるわけで、20万円、30万円あったら、この事業がうまく回せるとか、ちょっとお金があれば、本当に緊急しのいでいけるなという方たちも結構いるわけで、これは丸山議員の代表質問の中にもあったんですけれども、これは本当に必要なことではないかなというふうに思うんですけれども、小口のそういった融資問題については、考えていないのでしょうか。その辺についてはどうでしょうか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

20、30万円の小口融資ということでございますけれども、これについては、以前から質問を受けているところでございますが、やはりこれにつきましては、現行の制度融資の中で対応してまいりたいと考えております。

○右山正美君

大変冷たい答弁でありましたけれども、やはり今市民が本当に求めているのは何なのか、何を必要としているのか。別に景気がよければいいんですよ、そういうのはね。それは大口、1千万円とか、2千万円、事業を開始するとか、そういうんでしたら1千万円、2千万円というそういった大口ですから。でも、小口というのは、やはりちょっとした人たちが回転資金で欲しいとか、あるいはまたちょっとした給料の問題で30万円ぐらい欲しいとか何とかという、そういったことが私は必要ではないかなと。市民が求めているのは、そういうきめ細かい、そういう施策を本当に求めているんじゃないかなというふうに思うので、ぜひ、今後ともまた商店街活性化とか、いろんな形の中で今後ともそういった問題については取り上げをさせていただきたいと思うんですけれども、当面22年度の予算の中では、その6千万円だけだということですので、さらに委員会の中でも、その辺の問題についてはやらせていただきますけれども、ぜひ、これは検討を加えるべき、情勢が情勢だけに、やはりそういった深刻な状況にある市民がかなり多いということですので、その辺もやはり私は検討していった方がいいんじゃないかと、そのように思います。

次に、213ページの7款の道路新設改良費について伺いますが、この予算計上で私は大丈夫かなと思うんですけれども、ちょっと事業の内容について伺いたいと思います。

○建設部長（並木 敏君）

事業の内容といいますと、工事請負費でございますか。

○右山正美君

工事請負費。

○建設部長（並木 敏君）

工事請負費につきましては、8千500万円を計上しているわけなんですけど、道路の維持修繕工事と114・116・210号線の交差点の改良事業と、あと文違1号線の道路改良事業を予定しております。

○右山正美君

違うんですよ。道路新設改良費ということで、道路整備事業費が6千630万円計上されていますので、道路問題についてもいろいろと補正予算も組み、新年度予算でも計上されているわけで、またそれでも、ガタガタ道とか、補修しなければならない問題、今日も専決処分です。出ました穴ぼこなんか、本当をいえば、すぐ職員が来て直してくれる体制がやっと今整って頑張ってくれています。ですから、そういう意味では、もっともこの道路を改良していく、そういったことが私は必要だと思います。

残念ながらあとの問題については、肝心なことが残されているんですけども、時間がとうとう零秒になってしまいましたので、これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（北村新司君）

以上で、右山正美議員の質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時13分)

(再開 午後 2時23分)

○議長（北村新司君）

会議を開く前に報告します。

林政男議員、国保年金課長より議案の質疑に係る資料を配付したい旨の申し出がありましたので、これを許可しました。

以上で報告を終わります。

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、会議中はお静かにお願い申し上げます。

次に、林政男議員の質疑を許します。

○林 政男君

去る2月14日、読売新聞京葉版に「国保滞納遠い抜本解決」という記事が載りました。この件で、私の知っている多くの市民の方から八街はどうなっているんだというようなお話を伺いました。そうしていたところ、今回この限度額の引き上げということで、この議案が提案されました。

そこで、何点かについてお伺いいたします。

まず、1点は八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての中のこの45万円を47万円、11万円を12万円、それから9万円を10万円、現行65万円から69万円に限度額が引き上げられるわけです。

そこでお尋ねします。八街市国民健康保険特別会計予算参考資料を前提に質問させていた

+

だきます。この中で歳入が収納率を0.78パーセントに計算しております。全国平均が0.8835ということですから、八街市はかなりこの収納率を現年度分について低く見ていると思いますけれども、これは78パーセントを例えば80パーセントとかで見たら、この積算が変わってくると思うんですけれども、その辺どうしてこの78パーセントなんですか。

○国保年金課長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。この積算根拠と申しますと、21年度予算の段階でやはり収納率78パーセントを設定して予算計上をしたところでございます。しかしながら、今回、補正予算でもお願いをしているんですが、昨今の景気低迷等で所得額がかなり低下してきております。そういう中で、今年度予定収納率が77.1ポイントという今見込みを出してございます。当初予算の積算の段階で78パーセントでしたが、そこまで到達できない見込みであるという中で、22年度の予算配分をどうしていくかという検討をした段階で、昨年度同様の78パーセントで設定をしたというところでございます。

○林 政男君

確かに過去の推移を見ればそういうことですが、徴収本部を立ち上げて少しでも回収していこうということの中で、やはりこの時点では例えば80パーセントとか、そのような見込みをすることも必要ではないかと思えます。

そこで、先ほど総務部長が丸山議員の質問に対して市民税関係で94パーセントのあれを見ていると。それから、過年度分については13.0パーセントから15.5パーセントに推移するのではないかというふうに見ていると。

そこでお尋ねいたします。同じく滞納繰越分については、収納率を0.12というふうにはじいているわけですが、これは0.13とか、従来と同じというよりも少し皆さん努力しているわけですから、やはりこの0.13、0.001でもやはり上げるような方向で徴収対策本部もあるわけですから、後ほど質問しますけれども、この1ポイントでも挙げられないのでしょうか。

○国保年金課長（石毛 勝君）

今のご質問のとおり徴収対策本部で、現年課税分についての目標数字はやはり80パーセントに置いて徴収対策をとっていくということで、現在もちろん進んでいるところでございます。

また、滞納繰越分については、いかにこの滞納繰越分を回収していくかというのが、もちろん最大の課題でございまして、今年度の実績見込み、決算の見込みとしては11.5前後の収納率になってしまうのではないかとこのところでございます。そこで、今ご質問の1ポイントなり、もうちょっと確保する意気込みを持った予算を計上するということだと思っておりますが、滞納繰越分については調定額がかなり大きゅうございまして、ご質問にもごさいますように30億円を超えるという状況の中で、その1ポイント上げるというのはかなり言葉が適正かどうかわかりませんが、かなり冒険的な数字ではないかというふうに担当としては

考えているところですが、最終的に1ポイントでも2ポイントでも、もちろん上げる努力をしなければいけないということで、鋭意努力をするという気持ちで仕事をしておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○林 政男君

次に、国民健康保険税がどのように影響するかは資料をいただきました。大変ありがとうございます。これで、課税限度額の引き上げによる影響ということで、いろいろ積算していただきました。

そこでお尋ねします。いわゆる減免の認定者には影響が及ぶのかどうか、お尋ねします。

○国保年金課長（石毛 勝君）

大変申し訳ございません。減免の何とおっしゃいましたか。

○林 政男君

減免の認定をかけますよね、所得によって。そちらには影響は及ばないと思うんですけども、確認の意味で。

○国保年金課長（石毛 勝君）

減免制度に基づくものにつきましては、当然、所得の変動によって減免を対象とするということでございますので、前々年と前年の所得の差を求めまして、その減免対象になるかどうかという判断をしてございますので、例えば高額で限度額以上になった方が突然と例えば病気とか、そういうもので収入が激減するというものもないとは言えないと思います。そういう段階では、当然その中で所得の変化がどうかというところを調査しての判断になるかと思えます。

○林 政男君

読売新聞によりますと、国保世帯、こちらデータが同じなんですけれども、1万4千世帯のうち読売新聞は3千300世帯というふうに書いてありますけれども、一般的に4千世帯とも言われているわけなんですけれども、そこでお尋ねするのは、いわゆる平均モデル事例、年間保険料が34万円、これは95年度に比べて2倍ということなんですけれども、この辺の影響はいかがでしょうか。これ、世帯についていただいたんですけれども、そのモデルでいった34万円ということなんですけれども、このモデル世帯が今度のこの限度額の引き上げによって影響はありますかということですね。

○国保年金課長（石毛 勝君）

読売新聞ですとか、またその前に毎日新聞等でも全国的なモデルケースとして所得200万円が家族4人構成、また資産税が資産割のかかっているところが5万円という。ここに、今日お手元にお配りさせていただいた例として固定資産が5万円、それから、ここで言う世帯人員は4人世帯という流れで見ますと、今回の医療費分改定いたしますと、限度額の最高所得が568万円、22年度のところです。この方がこの47万円に上がる最高の所得であると。ですから、その範囲でございまして、今言ったモデルケースというのは大体200万円の所得の方での想定をして計算して、八街の場合34万何がしかという保険税が

出てまいります。ですから、それで行きますと、この限度額にはまだ到達しない所得であるということになります。

○林 政男君

次に、3番、年間6億円の滞納をどのように解消していくか。30億円の滞納金、これについてお伺いします。

現在お聞きしましたら、課税課と納税課の職員は市長から徴税吏員の任命書をいただいて、公務員であるけれども、滞納者の搜索、差し押さえ、それからそれを邪魔した場合には公務執行妨害で現行犯逮捕もできる権利を有しているということでございます。そして、今職員の方がいろいろご苦労されて公売までの手続までされているんですけれども、大変職員の方は苦労されていると思います。たまたま配置の関係で課税課、あるいは納税課に行かれた関係で滞納されている方のところにお邪魔して税金を回収するということは、大変難しい仕事だというふうに私は認識しております。

そこで、この徴税吏員のいわゆる換価価値判断、あるいは何か持ち物があつたら帰属の認定、このような判断ができる、あるいは換価価値の判断のできる職員の養成については、どのように行っているか。また、養成しているかということをお尋ねしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

換価価値のわかる職員の養成という意味では、特別にそういう意味では、今現在そういった意味ではとっておりません。確かに搜索では、現場における対象物件の価値の判断、これは非常に重要なことだというふうに思っておりますけれども、なかなか搜索の都度、判断のできる人に同行を依頼するというようなことは非常に難しいということで、現在は担当職員の判断に任せているというような状況でございます。

搜索の機会、多く持ってはおりますが、そのほかにも滞納整理、徴収努力方法たくさんありますので、なかなかそこに特化して職員を充てるということにもなかなか難しいところがございますので、今のところは内部職員の力でやっていきたいというふうに考えております。

また、千葉県滞納整理推進機構の方々、いわゆる県税職員の派遣等もいただいておりますので、そういった方々にいろいろとご指導いただきながら、またその辺のことについても能力の向上を図っていきたいというふうに思います。

○林 政男君

私が思うには、市の職員それぞれ皆さん大変ですけれども、この滞納の回収ほど大変なのはないんじゃないかというふうに認識しております。そこで、今、部長が答弁されましたけれども、今、県税事務所から派遣していただいて、税金の回収に当たっているということですが、印旛の広域事務組合で、それぞれ佐倉とか、成田とかありますけれども、その辺で相互に滞納者の方に八街市の職員がお邪魔するのではなくて、それぞれの市が相互にお邪魔するような形にしないと、なかなか親戚縁者の中にはいらっしゃる職員もいるし、なかなかそれは難しいことなので、そういうふうに広域的にやる必要があるんじゃないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

そのようなご意見も確かにあろうかというふうに思います。まだ、そうは言いながらも、それぞれが各団体事情を抱えている中でございますので、なかなかそれを広域的にやるというのも非常に難しい面があろうかと思えます。したがって、現在のところでは千葉県滞納整理推進機構、活用を図って県税事務所の方に来ていただいて、地元と関係ない人といいますか、直接関わりのないような方に来ていただいて、滞納整理をやっていただいているということもありますので、現在のところでは広域的な取り組みというのは、まだ考える段階には至っておりません。

○林 政男君

職員が同道しても、今言われたように県の職員が一番前に出て、八街市の職員は口をきかなくてもいいというような仕組みにしないと、なかなか税金の収納というか、回収は難しいと思います。

次に、平成21年度の当初予算、補正予算を合わせると約79億円となっておりますが、平成22年度当初予算が74億5千万円の見込みが甘いのではないかという質問なんです。予算書の303ページでございますけれども、この79億円になっているのは、医療費がすごくたしか伸びて、一気にこの79億円になったと思われるんですけども、これはやはり新型インフルエンザの影響が多分にこの79億円の中に入っていると推察されるんですけども、平成22年度の予算については、この74億円で行けるというその辺の見通しについてお聞かせください。

○国保年金課長（石毛 勝君）

22年度の当初予算を組む段階におきまして、やはり歳入面の財源の確保ということが非常に今の八街市の国保財政にとって課題でございまして、先ほど来もご質問があったように収納率が一気に上がるという要素があれば、また別なんです。私ども予算を組んだ中で先ほど言った現年78パーセント、また、滞納繰越分12パーセントということで、歳入を見込んでいの中で、もちろん医療費については、年々増加している。また、21年度につきましては、今お話があったように新型インフルエンザ等の影響も多分に出ている、データとしてですね。夏場の支出がかなり多かったというのが実態でございます。

そういう面で、近年の医療給付費等を見比べまして、歳入歳出のバランスを保つために、ある程度、本来ですと医療費を安心した段階での予算を組めばもちろん私どもの方も満足できるわけでございますが、なかなかそういうことも難しいものですから、必要最低限の医療費の確保をまずするというので、今回22年度予算を組ませていただきました。

○林 政男君

最後に一般会計の繰入金のこの減額の理由なんですけれども、こちらの補助資料を見ますと3億8千548万4千円に減額されています。どの部分がこれ減額になったんでしょうか。

○国保年金課長（石毛 勝君）

まず、繰入金の中で基金からの繰り入れ、これは前年度と比較して減額がされております。

基金が実態としてちょっと底が見える状況になってきております。今回、新年度予算を組ませていただいて、残りが800万円程度の基金の残という状況がきております。ですから思ったほどの繰り入れもできないという状況で減額をしてございます。

また、その他の法律にのっとりまして、一般会計からの繰り入れがされる中で、保険基盤安定分、これは保険税の税額をまず賦課いたしまして、その中で低所得者分7割・5割・2割の軽減がございまして、その軽減になった分が国からの保険基盤安定、国・県支出金が入ってくる。それとまた市の分を合わせまして繰り入れをするということになってございます。その分が前年度と比較しまして、7割と5割、この比率、対象者の人数が大幅に変わったり、全体的に被保険者が少なくなっている中で、その計算をしていきますと883万8千円、これがその保険基盤安定分で減額になっていると。

それから、もう一つ、出産育児一時金の対象件数、今まで200件、年間を見ておったんですが、ここ数年のデータを見まして、22年度については158件の見込みをするということで、624万7千円の減額があったということでございます。

○林 政男君

ありがとうございます。以上、私の質問を終わります。

○議長（北村新司君）

以上で、林政男議員の質疑を終了します。

これで、通告による質疑はすべて終了しました。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第28号を配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日、4日から18日までの15日間を各常任委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

4日から18日までの15日間、休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

3月19日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議会運営委員会を開催いたしますので、関係する委員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時51分)

+

○本日の会議に付した事件

1. 議案第2号から議案第28号

質疑、委員会付託

2. 休会の件

議案第2号	八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号	八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号	八街市交通安全条例の制定について
議案第8号	八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第10号	市道路線の廃止について
議案第11号	市道路線の変更について
議案第12号	市道路線の認定について
議案第13号	平成21年度八街市一般会計補正予算について
議案第14号	平成21年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
議案第15号	平成21年度八街市老人保健特別会計補正予算について
議案第16号	平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第17号	平成21年度八街市介護保険特別会計補正予算について
議案第18号	平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について
議案第19号	平成21年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
議案第20号	平成21年度八街市水道事業会計補正予算について
議案第21号	平成22年度八街市一般会計予算について
議案第22号	平成22年度八街市国民健康保険特別会計予算について
議案第23号	平成22年度八街市老人保健特別会計予算について
議案第24号	平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第25号	平成22年度八街市介護保険特別会計予算について
議案第26号	平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計予算について
議案第27号	平成22年度八街市下水道事業特別会計予算について

議案第28号 平成22年度八街市水道事業会計予算について

+

+

+

+

+

+

+

+

+

+